

1. 議事日程

(平成17年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目)

平成17年12月13日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 認定第2号 平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第12号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

- 日程第 1 4 議案第 8 4 号 安芸高田市エコミュージアム川根設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 8 5 号 安芸高田市宮向原駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 8 6 号 安芸高田市特別養護老人ホーム条例
- 日程第 1 7 議案第 8 7 号 安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 8 8 号 安芸高田市高齢者生産活動指導員設置条例を廃止する条例
- 日程第 1 9 議案第 8 9 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について
- 日程第 2 0 議案第 9 0 号 字の区域の変更について【長瀬川地区山根工区】
- 日程第 2 1 議案第 9 1 号 字の区域の変更について【長瀬川地区杉の原工区】
- 日程第 2 2 議案第 9 2 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 9 3 号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 9 4 号 安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 9 5 号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 9 6 号 安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 9 7 号 平成 1 7 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 8 議案第 9 8 号 平成 1 7 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 9 9 号 平成 1 7 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 1 0 0 号 平成 1 7 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 日程第31 議案第101号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第102号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第103号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第104号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第105号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第106号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（22名）

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
5番	小 野 剛 世	6番	川 角 一 郎
7番	塚 本 近	8番	赤 川 三 郎
9番	松 村 ユ キ ミ	10番	熊 高 昌 三
11番	青 原 敏 治	12番	金 行 哲 昭
13番	杉 原 洋	14番	入 本 和 男
15番	山 本 三 郎	16番	今 村 義 照
17番	玉 川 祐 光	18番	岡 田 正 信
19番	渡 辺 義 則	20番	亀 岡 等
21番	藤 井 昌 之	22番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

4番 加藤英伸 5番 小野剛世

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	杉山俊之	消防長	村上紘
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮	高齢者福祉課長	沖野和明

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治



午前10時00分 開会

○松浦議長

それでは、おはようございます。

時間が参りましたので、ただいまの出席議員は22名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成17年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

○増本事務局長

議長。

○松浦議長

事務局長 増本君。

○増本事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上、1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より、平成17年10月分例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布しておりますので、ご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○松浦議長

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、4番 加藤英伸君及び5番 小野剛世君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○松浦議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長青原敏治君の報告を求めます。

○青原委員長

議長。

○松浦議長

青原君。

○青原委員長

議会運営委員会の報告をいたします。

平成17年第4回定例会の運営につきまして、去る12月5日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から12月22日までの10日間といたします。

議事の都合により、12月16日から12月21日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定11件、議案23件、計34件でございます。なお、別に、議長から付託された案件が現在2件あり、それぞれ委員会で審査いたし、整いましたら最終日に発議上程することと協議いたしております。また、12月16日に開催予定の議会運営委員会において、執行部から提案予定の議案について、審議決定いたしましたら、同じく最終日に上程することといたしております。

議案審議についてでございますが、まず、決算の認定案件につきましては、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計の認定についてから、認定第12号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についてまでの11件については、一括議題といたします。委員長報告の後、質疑は省略いたし、一括討論を行いません。採決は、決算審査特別委員会において、反対討論がありました、認定第2号については単独で採決いたし、その他の案件については、一括採決といたします。

日程第14、議案第84号、安芸高田市エコミュージアム川根設置及び管理条例の一部を改正する条例から、日程第36、議案第106号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算第1号までは、1件ずつ議題といたし、委員会への付託は省略します。

一般質問の取り扱いについては、質問は届け出順とし、一般質問第1日目、第2日目ともに、7人が質問を行うこととして、2日間を予定しています。なお、制限時間は設けず、質問は1人3回までといたします。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は10日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 認定第2号 平成16年度安芸高田市一般会計の認定について

日程第4 認定第3号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計の認定について

日程第5 認定第4号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について

日程第7 認定第6号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業

特別会計決算の認定について

日程第 8 認定第 7 号 平成 16 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について

日程第 9 認定第 8 号 平成 16 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

日程第 10 認定第 9 号 平成 16 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について

日程第 11 認定第 10 号 平成 16 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について

日程第 12 認定第 11 号 平成 16 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について

日程第 13 認定第 12 号 平成 16 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

○松浦議長 日程第 3、認定第 2 号、平成 16 年度安芸高田市一般会計決算の認定についての件から、日程第 13、認定第 12 号、平成 16 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についての件まで、11 件を一括議題といたします。

本 11 件は、先の臨時会において、決算審査特別委員会に付託されていまして、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

19 番、渡辺義則君。

○渡辺委員長 はい、議長。

決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る、平成 17 年 11 月 21 日に開催されました臨時会において、本委員会に付託された、議案の審査の結果を報告いたします。

付託された、認定第 2 号、平成 16 年度安芸高田市一般会計決算から、認定第 12 号、平成 16 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定までの 11 件について、11 月 22 日から 12 月 9 日までの、都合 7 日間、関係部局の部課長等の出席を求め、各部局ごとに慎重に審査を重ねました。

審査に付託されました、平成 16 年度の各会計については、旧町の事業を引き継いだものが多く、事業や住民サービス、住民負担などにおいて、市として、統一されていないものを見受けました。審査の経過について報告しますと、本委員会の中では、執行部から主要施策の成果に関する説明書により説明され、執行状況について、わかりやすい説明になるよう改善されていた点を評価します。しかし一方では、委員からの質疑に対する答弁の中で、数値等のデータが不十分という点がありましたので、充実を望みます。

審査の結果、各会計についての滞納、あるいは、収入未済については、早急に対応されたいとの意見を付して、認定第 2 号から認定第 12 号までのすべてを、原案どおり認定するものと決しました。なお執行部におかれましては、本決算審査特別委員会で指摘された点を、真

摺に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されるようお願いいたしまして、報告といたします。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件に関しては、質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

18番 岡田正信君。

○岡田議員

18番、日本共産党の岡田でございます。委員長報告にありましたように、いろいろ問題あった決算審査特別委員会でしたけれども、私はこの認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計の認定については反対するものであります。理由としましては、委員会でも申し上げましたけれども、改めてこの本会議で申し上げます。

御存じのとおり、委員長の報告にありましたように、この16年度の一般会計の決算というのは、旧6町がそれぞれの事業を持ち寄って、一応、予算執行をされた決算でありますので、各町のいろいろな事業の中にも、住民のサイドから考えますと、不都合な点が多々あったわけでございます。それは、いたし方ないとしましても、あまりにもそういう格差と言いますか、住民サービスの点から言いますと、委託料の問題にしましても、同和対策事業にいたしましても、今は同和対策事業と言いませんけれども、以前の同和対策事業を引き継いだ面もございいます。そういうことで、決算の審査をするにあたって、こういう立場から、住民サイドから改めて決算を見させていただく過程において、いろいろな事情があったにせよ、旧態依然の同和対策事業に対する、例えば解放同盟への補助金等が、1,500万円計上されて、その執行をされたということにつきましてですね、6町の持ち寄った事業と言いましても、私は、市長とも見解の相違は、お尋ねしましたところ、依然としてそういう体質が拭えていないと、いうところから反対するものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○入本議員

議長。

○松浦議長

14番 入本和男君。

○入本議員

認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について賛成するものでございます。

先ほど決算委員会において、委員長からの報告がありましたように、内容につきましては、各部におきまして、詳細に審査した結果、細部

にわたりましては、多少問題点もありましたが、成果表に基づいて説明を受けおいて、我々理解した面もございますし、課題も提起いたしております。不用額並びに未収額については、決算委員会においても非常な中心の議題となり、論議を得ましたけど、担当課におきましては、法的措置等、努力も見られ、今後一層の努力をするという決意もいただいております。また、市長の答弁にもありましたように、地場産業の育成には、配慮されており、ただ各部の連携、予算執行にわたりまして、幾分か欠けた点もありました。と、申しますのも合併継続事業ということで、非常に各部におきましては、予算執行にあたり実務にあたりまして、支障があったかと思いますが、18年度の予算編成におきましては、その点を改めるという決意も伺っております。

よって、監査委員さんも、おおむね認定されている決算書でありましたことを認め、決算委員会におきましては、十分時間をかけ審議した結果、私は、このたびの16年度の予算執行にあたっては、以上のような内容におきまして、認定をするものでございます。

○松浦議長 他に討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。これより採決に入ります。

まず、反対討論のありました、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定についての件から採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についての件から、認定第12号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についての件まで、10件を一括して採決いたします。

本案10件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本案10件は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本案10件は原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第84号 安芸高田市エコミュージアム川根設置及び管理条例の一部を改正する条例

○松浦議長 日程第14、認定第84号 安芸高田市エコミュージアム川根設置

及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

本定例会の冒頭にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

平成17年も師走を迎え、何かとあわただしさを増してまいりましたが、市議会におかれましては、先月の第1回臨時会から引き続き、先日まで、平成16年度一般会計及び各特別会計の決算審査を慎重に行っていただきましたことに、感謝を申し上げます。新市の発足以来、安芸高田市行政は、皆様の温かいお力添えのもとに、各種の事業を執行させていただいております。重ねて、感謝を申し上げますとともに、平成18年におきましても、なお一層のご指導とご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会へご提案を申し上げます案件は、議案23件でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは、議案第84号、議案名、安芸高田市エコミュージアム川根設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2、第3項の規定に基づきまして、現行では直営としております同施設を、非営利の研修室施設及びレストランや宿泊施設などを一括して、指定管理者制度の導入ができるよう、条例を変更しようとするものでございます。

以上、よろしくようお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

○田丸自治振興部長

議長。

○松浦議長

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

それでは、お手元に配布させていただいております、議案説明資料に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

1ページ目をお開き下さい。新旧の対照表になっておりまして、改正前、改正後、それから改正の要旨で記載をしております。この施設は、非営利部門、いわゆる直営でやっております事務室、メダカホール、それから研修和室、これは建物の正面入ったところ右側にございますが、それと営利部分、入って左側でございますが、レストラン、宿泊施設がございまして、これを一括して、指定管理対象施設とするために、今回条例を改正するものでございます。

第3条で事業でございますが、ここに営利関係の、飲食及び物販事業、宿泊及び研修事業を加えさせていただくものでございます。で、3条の2としまして、管理という項目の中で、指定管理者に管理を任せるということを、明記するものでございます。以下、第4条から第

8条につきましては、休館日、それから、利用に係わることにつきまして、その権限の一部を指定管理者に付与するものでございます。第9条、特別行為の許可でございますが、これにつきましては、市長固有の権限として残すものでございます。

3ページでございます。3ページは、これまでは、使用料ということでございましたが、指定管理者制度に持っていきますので、利用料金という規定を、新たに設けたものでございます。そして、第11条、12条につきましては、利用料につきまして、その一部の権限を、指定管理者に付与するものでございます。それから、第14条でございますが、直営の施設でございましたので、指導員ということで、非常勤特別職の職員をおいとりましたが、これは、今度は指定管理者制度の中で、その委託をします職員になってまいりますので、したがって、第14条は指定管理者が行なう業務ということで、指定管理者の業務を、整理をさせていただいたものでございます。それから第15条が、指定管理者の指定の期間でございます、通常の場合4月1日から、翌年度の末までとなるものでございます。

次に4ページ、一番下の下段、別表でございますが、従前はホールと研修室のみでございましたが、新たにホールと研修室のいわゆる半日及び1日を越える場合の利用がございまして、それにつきましての規定を、新たに加えさせていただきました。次に、宿泊と入浴の利用につきましても、限度額を新設させていただきましたものであります。

以上であります。

○松浦議長

これをもって要点説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

○松浦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

はい。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号、安芸高田市エコミュージアム川根設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第85号 安芸高田市宮向原駐車場設置及び管理  
条例の一部を改正する条例

○松浦議長 日程第15、議案第85号、安芸高田市宮向原駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

議案第85号、議案名が、安芸高田市宮向原駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、向原駅東口に建設をいたしておりました、駐車場が完成いたしましたことから、この駐車場を市宮向原第2駐車場とし、このことに伴いまして、市宮向原駐車場設置及び管理条例の一部を変更するものでございます。

以上よろしく審議をいただきたいと思っております。

○松浦議長 この際、担当部長から要点の説明を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長 それでは、同じく議案説明資料5ページからと、本日お手元の方に第4回定例会議案第85号参考資料、地図をお付けしとりますけれども、それに基づいて、ご説明したいと思います。

まず、説明資料5ページをお開き願いたいと思っております。

改正前、改正後、それから改正の要旨ということで記載させていただいております。まず、第3条の3項でございますけれども、改正前は、そこに、自動車は長さ5.0メートル以下、幅1.8メートル以下とするということでございますけれども、これは軽自動車相当のいわゆる幅員ということでございます。特に長さは5メートルでありますので、通常の高さはございますけれども、幅が1.8メートルということで、小型自動車等を並べることについては、相当無理があった行動だとお聞きしております。今回新しく3項にありますように、道路運送車両法施行規則の第2条別表第1に掲げる、普通自動車、小型自動車及び軽自動車、これが対応できる駐車場を整備いたしますので、それに伴って、今申し上げました内容に第3項を変更するものであります。と同時に既存の駐車場につきましても、新たにこうした普通自動車以下の自動車が駐車できるように整備をするというものでございます。

次に、別表第1でございますけれども、これにつきましては既存の駅の西口にあります駐車場を第1駐車場、それから、新設します駐車場を第2駐車場と名称を付し、それぞれ地番を追加するものでございます。また別表第2につきましては、第2駐車場を加え、駐車料金の規定をした

ものであります。この施行は18年の1月1日を予定しております。図面の方でありますけども、まずこの条例で規定していますのは、安芸高田市市民駐車場と、それから今回条例改正によりまして、第1駐車場と、第2駐車場ということであります。第1駐車場につきましては、右の下に表示をしていますけども、公民館の裏手にある駐車場でございます。これは、公民館並びに市役所等においていただく利用者の皆さんに使っていただく駐車場であります。既存の駐車場は、今回第1駐車場というかたちになりますが、右の中段に駅がございますが、その上方に緑色で囲ってあります、ここが第1駐車場でございます。

今回新設しますのは、右側の中段上にピンクで表示しておりますが、ここの部分に新しく第2駐車場を設けるものであります。次のページを見ていただきたいと思います。新設の駐車場でございますけども、下に道路が走っておりますが、これが県道の広島―三次線でありまして、それから、いわゆる第2駐車場に入っていくものであります。66台の駐車スペースでございます。なお、その駐車場の左に隣接しております、駐輪場24台ございますが、これは既存のものを利用するものであります。それから、現在の駅前の状況でございますが、左に駅がございます、ロータリーの中段に送迎用の駐車場、11台ございます。そして、その右の上に駐輪場、100台ございまして、その下に向原第1駐車場、これが現在42台であります。そして区画は、先ほど申しましたように、5メートルございますけども、幅員が1.8ということで、狭いものであります。これを、今回駐車区画を変更させていただくということで、一応規格どおり、後方90度駐車というかたちでとっていくと、概ね16台程度とれると予測しております。

以上で本改正案の説明を終了いたします。

○松浦議長 これをもって要点説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○明木議員 議長。

○松浦議長 1番 明木一悦君。

○明木議員 はい、議長。

別表第2第7条関係なんですけど、区画が継続利用と、一時利用となっておりますけど、一時利用の場合はどのようなふうにお金を徴収するのか。また、全体的にどこがどのようなふうにより一時利用されるように、区画整理がされているのかどうかということですね。

この整備にあたって、第2駐車場の入口のところ、駐車場から出る場

合、右側の視界が非常に悪いんですけども、そのあたり信号等の設置等を考えられているのかどうか、この2点についてお伺いします。

○松浦議長

ただいまの質問の答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まず、継続利用というのは、いわゆる月極でお借りをいただく方でございますけども、これにつきましては、収入の方法はいわゆる口座の振り込みというかたちでさせていただくようにしております。

それから、一時利用の場合につきましては、支所の地域振興課の方へ電話、もしくは来ていただくというかたちで、申込みを受けまして、その場、もしくは後日、納付書を本人さんの方へ送らせていただくという方法で、旧来と同様の手法で、向原ではこのようなかたちをしておりますけども、旧来と同様の方法でしていきたいと考えておるところであります。

それから区画につきまして、月極と、一時利用の区画を整理するのかということでございますけども、基本的には、まず月極の方を整理していただいて、残っている分につきましては、一時利用というかたちで使わせていただくと、いうことになるだろうというふうに思っております。

信号につきましては、現在のところ予定はございません。

以上でございます。

○松浦議長

他に質疑はありませんか。

○山本議員

議長。

○松浦議長

15番 山本三郎君。

○山本議員

はい。今の関連でございしますが、利用料金について、月極で3,150円、一日が310円というんですが、この利用条件の査定は、近隣の駅等の駐車料金を考えられたり、そういうような関係で査定されたのか、ちょっとその点につきましてお伺いします。

○松浦議長

はい。ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

駐車料金につきましては、この間、旧向原町時代から、適用しております料金を、そのまま引き継いだということでございます。その決め方でございますけども、当然、近隣の民間の駐車場等ございますので、そういったところを参考にさせていただきまして、民業圧迫にならない、そういう観点の中で整理をされているとお聞きをしております。

以上でございます。

○松浦議長

他に質疑はありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

14番 入本和男君。

○入本議員

2点ほど伺います。1点は市民駐車場は、これの土地は市の土地か借地か1点伺うのと、それから先ほど説明がありました、一時利用の場合の料金徴収の仕方なんですけど、今は行政の方がするというふうに聞いたんですけど、甲田の場合は、民間の近くの店に依頼しとるという感じがあ

るわけですね。これがまあ、未収金につながる可能性が非常に強い気がするんですが、そのあたりは、今後の検討課題に含まれているのか。それとも、旧態依然、市のものが利用の徴収をですね、積極的にと言ったらおかしいですが、やるとすれば、日曜日も来てチェックしないとわからないんですよ。それで、利用者の良心に任せるということになれば、近隣の商店街とか、そういうところに依存するという甲田方式もあろうかと思うんですが、そこらが利用者によって月極ですよ、その人との一時預かりのところを使えば、申告制じゃけえ今日は払うまあか、今日は払おうかということもできると思うんですよ。そのあたりを明文化しないとですね、甲田でも、そういう意見を聞いたことがあるんですよ。正規にやった者がバカを見るという、その正規の人を増やしたいわけなんです、そうはいってもなかなかそういう面が欠けるケースがありますんで、その点を、一時利用者の場合の徴収方法を、現在の行政から民間に拡大広げて、民間にたとえ手数料を払ってでもその方が、公平さが生まれるんじゃないかと思うんですが、そのあたりを伺います。

○松浦議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

市有地かどうか確認します。すいません。

まず、市有地か、民間の用地の借り入れかということでございますけれども、市有地ということでございます。それから1利用につきまして、民間の委託等の可能性でございますけれども、実は、甲田にもやはり、吉田口と甲田地域の周辺に駐車場がございます。議員ご指摘のとおり、民間に委託という手法もとっております。

向原の場合は、一両の料金の収集につきましては、直営で実施しておるとい違いもございます。それから駐車料金も、一部違いがあるというふうに認識をしておりますので、そういった意味では、いわゆる均衡をとっていく必要がございますので、全体的にやはり、今後見直しをかけていく必要があるんだろうというように思います。そういうことの中で、民間に委託をするのかどうかということについても、検討を加えていきたいと思っております。

以上であります。

○松浦議長

他に質疑はありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

14番 入本和男君。

○入本議員

市民駐車場のところは、市有地言われたんですけど、市有地は、「市」の方ですか、それとも私の「私」ですかね。

○松浦議長

答弁を求めます。自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

安芸高田市の所有でございます。

以上でございます。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第 8 5 号、安芸高田市宮向原駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 6 議案第 8 6 号 安芸高田市特別養護老人ホーム条例

○松 浦 議 長 日程第 1 6、議案第 8 6 号、安芸高田市特別老人ホーム条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 はい、議長。

議案第 8 6 号、議案名が、安芸高田市特別養護老人ホーム条例でございます。

本案は、向原町へ建設いたしておりました、特別養護老人ホームが完成いたしますことから、現行では、高美園に限定をしておりました条例を、今回新設をいたしますかがやきにつきましても対応できるよう、特別養護老人ホーム条例の内容を見直し、全部改正するものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長 はい。失礼いたします。

それでは、議案説明資料の 6 ページをお開き下さい。

ただいま、市長の方からございましたように、高美園専用の条例でございました。今回、向原町にできます特養かがやきについてを、挿入することに伴いまして、条例を全部改正するものでございます。それでは、改正前、改正後とございますが、改正後の条文ごとに説明しますので、お願いいたします。

まず、第 1 条につきましては、設置というところでは、特別養護老人ホームの設置目的を定めております。

第 2 条、名称及び位置を定めており、別表 1 のとおり、特別養護老人ホーム高美園と新たに、特別養護老人ホームかがやきを設置いたしております。

第3条では、事業といたしまして、特別養護老人ホームで行う事業を定めております。その第1項で、介護保険法及び措置による施設入所、それから第2項で、介護保険法及び措置によるショートステイ、第3項で、高美園はデイサービスを行うことを定めております。かがやきのデイサービスについては、向原総合福祉センターの方であるようになっております。

第4条、管理について定めておりますが、法人等の指定管理者に管理を行わせるとしております。

第5条、入所、通所できる対象者を定めておりますが、老人福祉法施行令に準拠してしております。

次のページの第6条では、利用料金について定めております。第1項で、利用料金は指定管理者に納付し、第2項で、特養入所の方の利用料金は介護保険による算定額、第2項の方で、介護保険による算定額は1割負担で納めていただくということなのですが、第3項で、それ以外に、食事に要する費用と居住に要する費用、その他日常生活に要する費用等負担していただくようになります。第4項で、ショートステイの利用料金は、介護保険による算定額と、滞在費を負担していただくようになります。第5項で、ショートステイ及びデイサービスの利用料金は、日常生活費と食事に要する費用を負担するとしております。第6項では、利用料金は、指定管理者の収入とすることを定め、第7項で、指定管理者の減免措置について定めております。

続いて、第7条でございますが、指定管理者の行う業務を定めております。業務の内容は、第1号で、入所、ショートステイ、デイサービスを行うこととし、第2号で、利用料金の徴収、第3号で、施設、設備、物品の維持管理、次のページで、第4号で、市長の認める業務と定めております。

第8条は、指定管理者の指定の期間を定めております。第1項では、指定期間は4月1日から1年間と定め、第2項では、年度中途の指定の場合は年度末としております。

それから、第10条で、委任事項でございます。それで、別表として二つの施設の名称と位置を定めております。高美園、それからかがやきということで。

附則の方で、施行日を特別養護老人ホームかがやきの指定管理予定でございます、平成18年3月1日といたしております。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

- 松浦議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
- 明木議員 議長。
- 松浦議長 1番 明木一悦君。
- 明木議員 議長。6条第7項の、指定管理者が公益上必要があると認めるときという、公益上の必要性というの、どういうふうに定義されているのか、まさかこれは、規則で定義されているのかということについてお伺いします。
- 松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
福祉保健部長 福田美恵子さん。
- 福田福祉保健部長 はい。ここにあると認めるときというのは、低所得者等の場合ですね、減免措置を認めるとか、そういうかたちの時の要綱でございます。
- 松浦議長 他に質疑ありませんか。
- 松村議員 議長。
- 松浦議長 9番 松村ユキミさん。
- 松村議員 はい。8ページなんです、指定管理者の指定期間で、第8条、9条がなくて第10条となっております、これはそれでよろしいのでしょうか。
- 松浦議長 答弁を求めます。
福祉保健部長 福田美恵子さん。
- 福田福祉保健部長 すいません。議案説明資料の方の委任のところです。あそこ10条と書いております。これは9条でございます。すいません。
- 松浦議長 これは訂正をされるんですか。
答弁を求めます。
福祉保健部長 福田美恵子さん。
- 福田福祉保健部長 誠にすいません。議案の方は、9条でよろしいんですけども、議案説明資料の方が10条になってございますが、9条に訂正していただきたいと思っております。すいません。
- 松浦議長 他に質疑ありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
- 松浦議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第86号、安芸高田市特別養護老人ホーム条例の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 松浦議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第87号 安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○松浦議長 日程第17、議案第87号、安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。
議案第87号、議案名が、安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、現行では、直営としております同施設を、指定管理者制度の導入ができるよう、条例を変更しようとするものでございます。

以上よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長 それでは、議案説明資料の9ページをお開き下さいませ。
安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。改正の主なものは、指定管理者制度を取り入れることと、あわせて利用料金体系に変更するものでございます。

第3条の改正後のところです。第3条の2を加え、施設の管理を指定管理者に行わせる条項を加えております。

それから、第4条、次のページですね、第5条、第6条、第6条の2項、第7条、第8条の改正は、指定管理者導入に伴う文言の整理でございます。

それから第10条、11ページですね。第10条の改正は、利用料金体系へ変更するための文言の整理でございます。第10条第1項は、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならないと定めております。第10条第2項は、利用料金の額の算定方法について定めて、第10条第3項は、利用料金は指定管理者の収入とすることを定めております。

第11条は、利用料金の減免について定めております。第11条の2を加え、利用料金の不還付について定めております。

それから、下にいきまして、第13条第1号、第2号の改正は、指定管理者導入に伴いまして文言の整理でございます。旧条例の方の第14条を2条繰り下げまして、第14条と第15条を加えてございます。第14条は、指定管理者の行う業務といたしまして、1号で施設の運営企画、2号で利用許可、3号で利用料金の徴収、4号で施設・

設備の維持管理、5号でその他必要業務と定めております。第15条、指定管理者の指定の期間を定めております。第1項では、指定期間が、4月1日から1年間と定め、第2項では、年度中途の指定の場合は年度末としております。

別表の変更は、利用料金体系に伴う文言の整理でございます。

附則1で、施行日は指定管理予定日である、平成18年4月1日としております。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

○松浦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号、安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

お諮りします。

この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第88号 安芸高田市高齢者生産活動指導員設置条例を廃止する条例

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。再開いたします。

日程第18、議案第88号、安芸高田市高齢者生産活動指導員設置条例を廃止する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

議案第88号、議案名が、安芸高田市高齢者生産活動指導員設置条例を廃止する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほどご提案をさせていただきました、高宮町高齢者生産活動センター条例を、指定管理者制度の導入に対応できる条例に変更いたしますことに伴いまして、従来より直営施設としての運営を想定し、同施設の運営のために設置しておりました指導員設置条例を、廃止するものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。それでは議案第88号でございますが、安芸高田市高齢者生産活動指導員設置条例を廃止する条例でございます。

ただいま市長の方からご説明ございましたように、この施設を指定管理者制度に移行することに伴いまして、指導員設置条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○熊高議長

はい。10番。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

10番、熊高です。

先ほどの指定管理者制度に移行する関係で、指導員の設置条例を廃止するということですが、高齢者の生産活動センターという施設が、市内には他にはないんじゃないかなという気がしております。長年の運営をしてきた流れの中で旧高宮町にありますんで、状況もいろいろ存じておりますが、この指導員という制度をなくす中で、指定管理者の運営というかたちになろうと思っておりますが、先ほど言いましたように、高齢者のこういった生産活動センターというのは、特殊な施設じゃないかなという気がしますんで、今後の運営に係わって、市としてはどのような係わり方を今後していく考えがあるのか、ないのか、その辺

についてお伺いしたいと思います。

○松 浦 議 長

はい。ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。指定管理制度に移行はいたしましても、やはりこうした高齢者ですね、生きがい対策にもなりますし、そうした観点から、指導員としては、設置はいたしませんけども、指定管理を受けていただくところへですね、そうした今までのかたちでの高齢者に対しての指導というかたちで、やっていただきたいという旨は指導していきたいと思っております。今までと同じかたち、直営でないということでございますけども、指定管理にもっていきましてもやはり、高齢者生産活動という大きな目標がございますので、それに添えるようなかたちでの連携、指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 88 号 安芸高田市高齢者生産活動指導員設置条例を廃止する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 19 議案第 89 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について

○松 浦 議 長

日程第 19、議案第 89 号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

はい、議長。

議案第 89 号、議案名が安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についてでございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市特別養護老人ホームかがやきが完成し、来年 3 月から施設運用を開始いたしますことから、地方自治法第 244 条の 2 及び安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する

条例の規定に基づき、同施設の施設管理について、指定管理者の候補を選定し、指定の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 福田恵美子さん

○福田福祉保健部長

はい。議案89号の安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についてでございますが、ただいま市長の方からございましたように、向原町に今建設しておりますが、来年3月には運営、開始できるようなかたちで進めております。

そうした中で、この施設を、安芸高田市特別養護老人ホームかがやきを指定管理者として、名称、社会福祉法人ちとせ会、理事長、澤崎、所在地、安芸高田市吉田町吉田527番地の7で、指定の期間を、平成18年3月1日から平成18年3月31日ということで、指定管理者として指定をしていただきたいということでございます。

よろしくお願ひします。

○松浦議長

これをもって要点説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、11番 青原敏治君。

○青原議員

今の安芸高田市特別養護老人ホームかがやきですが、この名称は今までは仮称できとったと思うんですが、ここではもうかがやきとなつて、いつ決定されたものかちょっとお伺いをいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。先ほど安芸高田市特別養護老人ホーム条例の、全文改正をさせていただいたと思うんです。設管条例の中にですね、安芸高田市特別養護老人ホームかがやきというかたちで、設管条例をさせていただいております。今まで、ずっと旧向原町時代の時から仮称というかたちについておったんですけど、そういうかたちで、かがやき、隣の福祉センターですね、そちらの方もかがやきというかたちで、取り組みをしていた経緯がございますので、そういうことで、先ほどの設管条例の方もかがやきとさせていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第89号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第90号 字の区域の変更について

【長瀬川地区山根工区】

○松浦議長 日程第20、議案第90号、字の区域の変更について、長瀬川地区山根工区の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

議案第90号、議案名が、字の区域の変更について、長瀬川地区山根工区、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市高宮町において、平成14年度から県営事業の中山間地域総合整備事業長瀬川地区として実施しております山根工区のは場整備事業が、平成17年度に完了をいたします。そのことから、当工区の換地計画を定めることに伴い、字界を変更するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長 議長。

それでは、議案第90号の要点をご説明申し上げます。

議案の方に、字の区域の変更する箇所につきまして、表を掲載しております。左欄の方に従前の字の区域でございます。右欄の方が、改正後の区域でございます。いずれも改正前は、三国山の2番地の所在地を広畑の方に変更をいたします。それから同じく三国山で、位置所在地と隣接する道路、市有地でございますが、これを字山根に変更するものでございます。説明資料の方の13ページを、お開きをいただきたいと思っております。位置図と字界の変更図をつけております。上の方に位置図をつけておりますが、先ほど市長の方がご説明申しあげまし

たように、現在行なっております、事業が8つの工区で行っております。その中の山根工区の字界の変更でございます。詳細につきまして、下の方に掲載をしておりますが、反連の方に青と茶色で色を示しております。青の方が、三国山を字広畑に変更するものです。それから茶色の方が、三国山を山根に変更するものでございます。位置につきましては、それぞれ左側に、大変まあ地番が小さくて見えにくくございますが、緑で塗っておりますのが、3181の2でございます。下に小さい緑がございしますが、3181の3でございます。それから右側の方が、山根に変更するものでございます。上の方の茶色が3211の3でございます。下の赤い波線がございしますが、これが、道路でございます。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号、字の区域の変更について長瀬川地区山根工区の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第91号 字の区域の変更について

【長瀬川地区杉の原工区】

○松浦議長

日程第21、議案第91号、字の区域の変更について、長瀬川地区杉の原工区の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

議案第91号、議案名が、字の区域の変更について長瀬川地区杉の原工区でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市高宮町において、平成14年度から県営事業の中山間地域総合整備事業長瀬川地区として実施しております杉の原工区のは場整備事業が、平成17年に完了いたします。このことから、当工区の換地計画を定めることに伴い、字界を変更するものでございます。

以上、よろしく審議をいただきたいと思っております。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

議案第91号の要点のご説明を申し上げます。

議案の方に字の区域の変更の箇所につきまして、表に掲げております。左欄の方が、字杉之原の変更前の所在でございます。それを右欄の字杉野原に変更するものでございます。説明資料の方の、14ページになります。上段の方には、先ほどの山根工区と同じように、位置図をつけております。その中の杉野原工区でございます。下の方の凡例で、杉之原、変更前を字杉野原に変更するものでございます。変更箇所につきましては、緑で表示をしております。左の方の位置図につきましては、地番が1727の4でございます。それと、青で示しております水路を変更するものでございます。それから、右の方で、上の方の地番が、1685の6でございます。下の方の小さい緑が、1685の8でございます。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたします。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号、字の区域の変更について、長瀬川地区杉の原工区の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第92号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第22、議案第92号、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

議案第92号、議案名が、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市営住宅へ単身で入居できる基準を明らかにすることにより、広い住宅には原則として、複数人での入居をしてもらうなど、住宅の広さに応じた効率的かつ効果的な市営住宅の利用促進を図るため、市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

失礼いたします。議案第92号、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由の内容について、ご説明をさせていただきます。

資料は、15ページでございます。基本的には、8条の次に1条を単身者の入居対象住宅の規格ということで、追加をさせていただきたいとありますが、市営住宅につきましては、公営住宅法に基づいて建設、条例を定め、管理を行っているところでございますが、その住宅の規格といたしましては、現在2Kから3DKまでございます。これらへの入居資格としましては、基本的には現に同居し、または、同居しようとする家族を必要としておりますが、50歳以上の者で、公営住宅法施行令第6条に定められた者、いわゆる単身者でも入居できることがございます。また、旧過疎町では50歳未満の方でも、入居可能という状況がございます。

今後、先ほど市長の提案理由にもございましたように、本市の定住政策を推進する上でもまた、住宅の効率的かつ有効利用上からも、同居もしくは同居しようとする家族数に応じた住宅の提供をしたいということで、今回、単身者の入居について、一定の制限をさせていただくこととしたものでございます。

具体的には、単身者が入居できる住宅としまして、市営住宅の建替

えに伴う場合または、病気等による特別な事情がある場合などを除いて、原則としまして、一定の規模以下のものとして近年建築をした住宅、あるいはこれから建築する住宅で、規格が3DKで、延べ床面積が70㎡以上の規模の住宅につきましては、同居の家族をお持ちの方で、できるだけ若い方に入居の機会の拡大を図ろうとするものです。

以上でございます。

○松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。
お諮りします。
本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第92号、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第93号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例

○松浦議長 日程第23、議案第93号、安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○松浦議長 訂正いたします。

提出者から提案理由を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

議案第93号、議案名が、安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し

上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、現行では直営としております同施設を、指定管理者制度の導入ができるよう、条例を変更しようとするものでございます。

よろしく願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長

はい。それでは、議案第93号の関係を説明させていただきます。議案説明資料の16ページをごらんいただきたいと思います。

3条の次に1条加えまして、第3条の2として、管理を定めたものでございます。これは、先ほど市長の方からありましたように、指定管理者に行わせるものとするということでございます。

それから、4条、5条、6条、7条、8条につきましては、教育委員会を、指定管理者という字句の修正でございます。それから、13条、15条といたしまして、13条として指定管理者が行なう業務として、1号から3号まで規定しております。それから、14条で指定管理者の指定の期間を定めております。4月1日から1年間と、2項では1日以降の場合には、3月31日で1年とみなすということでございます。それで、13条が15条にみさせていただきますものでございます。

以上で説明を終わります。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号、安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第94号 安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○松浦議長 日程第24、議案第94号、安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

議案第94号、安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、現行では直営としております同施設を、指定管理者制度の導入ができるよう条例を変更しようとするものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長 はい。続きまして、議案第94号でございますが、20ページをお開きいただきたいと思います。20ページの第5条を、改正後6条となっておりますが、これは間違いですので、5条に訂正をお願いします。第5条を次のように改めるわけでございます。

管理でございます。指定管理に行わせるものとするということでございます。それから、第6条、7条、8条、9条、11条、及び12条につきましては、教育委員会を指定管理者に変更するものでございます。それと、16条も同じでございます。それから、19条を21条に変更いたしまして、19条として、指定管理者が行なう業務を定めております。それから、20条として、指定管理者の指定の期間を定めております。

以上でございます。

○松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○明木議員 議長。

- 松 浦 議 長 1 番 明木一悦君。
- 明 木 議 員 これらの施設についてなんですけど、施設の使用料等については、どのようにお考えなんですか。指定管理に基づいて、使用料の設定とか、そのあたりは市の方で決めていかれるのか、それとも指定管理者の方が決めていかれるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。
- 松 浦 議 長 ただいまの質疑、答弁を求めます。
- 教育次長 杉山俊之君。
- 杉山教育次長 教育委員会の施設につきましては、条例に定めております使用料として、市が収納するようにしております。指定管理者が収納する場合は、利用料ということになるわけですが、現在のところ市の方に収納するというので、旧の改正前の使用料に基づきまして、徴収させていただくものでございます。
- 松 浦 議 長 他に質疑ありませんか。
- [質疑なし]
- 松 浦 議 長 質疑なしと認めます。
- これをもって質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。
- 討論はありませんか。
- [討論なし]
- 松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- これより議案第94号、安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 松 浦 議 長 起立多数であります。
- よって、本件は原案のとおり可決されました。
- ~~~~~○~~~~~
- 日程第25 議案第95号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 松 浦 議 長 日程第25、議案第95号、安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
- この際、議案の朗読を省略いたします。
- 提出者から提案理由の説明を求めます。
- 市長 児玉更太郎君。
- 児 玉 市 長 はい、議長。
- 議案第95号、議案名が、安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。
- 本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、現行では、すべて直営として管理をしておりますグラウンドなどの社会体育施設を、その実情に応じて指定管理者制度の導入ができるよう、条例を

変更するものでございます。

よろしく審議をいただきたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長

はい。続きまして、議案第95号関係を説明いたします。資料の25ページをご覧ください。

体育施設等の設置条例でございますが、30ページを見ていただきますように。市内の旧6町に、たくさん施設があるわけでございますが、今回は、上から6番目の美土里総合運動公園を指定管理にするものでございます。

それでは、25ページに戻っていただきまして、第2条の次に、第2条の2といたしまして、管理を定めております。それから、3条、4条、5条、6条、8条、9条、と13条につきましては、教育委員会を指定管理者に訂正するものでございます。16条を19条に変更いたしまして、16条として職員を定めております。これは、旧条例に規定がなかったので、今回追加をしております。それから17条として指定管理者が行なう業務として、3号を定めております。それから、第18条では、指定管理者の指定の期間を定めております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

第16条が、今回設定されているわけなんですけど、職員の設置というのがあります。で、まだこれは、今回の指定管理者制度に基づく、指定管理者制度を施設としていくということなんですけど、この条例全体を見ると、指定管理者がほとんど権限を持って、いろんなことができるようになっております。もしくは市長となっておりますけど、ここで職員の設置というので、所長とその他の職員を置くところありますけど、職務とか、そのあたりはどのようになっていくのか、この条例では、設定されていないわけなんですけど、どのようにお考えなんでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

- 杉山教育次長 先ほど、説明させていただきましたように、旧条例の方にですね、そういう職員を置くということが、この条例につきましてはなかったわけでございますので、それを追加させていただいております。今、人的業務委託で、所長を置いておるわけでございます。市の地域振興事業団へ業務委託をしておりますが、そこへ所長を置いておりますので、今回なかったということで、追加をお願いしたわけでございます。
- 明木議員 議長。
- 松浦議長 1番 明木一悦君。
- 明木議員 はい。今のちょっと答弁が違ってたと思うんですけど、指定管理者がここで設定されて、所長がここで設定されていますけど、所長の職務については書いてないわけですよ。そのことを今、質問したわけで、今の答弁は的が外れてたんじゃないかと思っておりますので、もう一度答弁いただきたいと思っております。
- 松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
教育次長 杉山俊之君。
- 杉山教育次長 現在、この施設については、先ほど説明させていただきましたように、人的業務委託で所長を置いておるわけでございますけど、旧条例には、所長ということが明記されてなかったということで、今回追加をさせていただいたわけございまして、指定管理者につきましては、施設とかですね、所長の業務とかということに関しては、別に問題はないと考えております。
以上でございます。
- 松浦議長 引き続き答弁を求めます。
教育次長 杉山俊之君。
- 杉山教育次長 所長の業務でございますが、所長が利用する受付業務とかですね、施設の維持管理を市の方へ通報していただくとかということが、主な業務でございます。
- 明木議員 議長。
- 松浦議長 1番 明木一悦君。
- 明木議員 それであればですね、ここに書かれてる指定管理者という文言、プラス所長という文言がですね、追記されないといけないんじゃないかなと考えられるんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。
- 松浦議長 質疑に答弁を求めます。
教育次長 杉山俊之君。
- 杉山教育次長 私の説明ちょっと意味がわからないかもわかりませんが、現在指定管理する前の業務を、人的業務委託をしておりますけども、その所長の名称がなかったんで、今回追加をさせていただいたということでございまして、指定管理そのものには、影響がないというふうにご覧いただいております。
- 明木議員 議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

先ほど言われたように、利用許可とか出すということと言われたわけなんです、所長が。では、第6条を見てもらうとですね、指定管理者は利用許可についてここに書いて、利用制限とかここに書いてあるわけなんです、例えで使わせていただけてますけど、指定管理がないところは、それは誰が行われるんでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

杉山俊之君。

○松浦議長

訂正いたします。

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい、議長。

ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、まず、その前の質問についてお答えしたいと思います。

先ほど次長が申し上げましたのは、所長というのが、位置づけがなかったから、改めて所長としての位置づけをさせてもらいますよということでございます。

所長の職務でございますが、所長は指定管理者から所長に命じられましたら、指定管理者が本来行うべき仕事の中身を、この施設の所長として責任を持っていこうという仕事をさせてもらうわけでございます、指定管理者がない場合には、直営であります市の教育委員会が発令いたしました職員が、そこの任務を果たすということになったということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

はい。よくわかりました。内容はわかったんですけど、条例文として、そこに所長という文言が出てこないのは、これは条例上、問題はないんでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

所長の職務等につきましては、またそれぞれの職務内容のところ、別個に設けまして、条例等では所長と置くということで、あとの管理規則等々で、細かな職務内容を定めていくようにして、その維持管理を行ないたいと、そのようにその他の施設についてもしております。

以上でございます。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

明木議員はわかったようですが、私はようわからんので、今の関連にもなると思うんですが、この条例の中に、私は2つの直営の部分と指定管理の施設2つがあるという認識の上にとって、まず、おきたい

というふうに思うんですが、それで間違いないと思うんですが、その中で指定管理をするぶんは、その指定管理者に任せるということですが、さらにその上に、所長もいる施設もあるというふうな、教育長のお話だったというように思うんですが、それは、あんまり下になるんですかね、外にというか、それを新たに設けるということですが、それはどういう必要があって、そこまでする必要があるのかなという、指定管理者に任せたら、すべて任せればいいと、今までの全体の流れからいって思うんですが、今回そういったかたちをつくるということの意図はどうかということ、もう少し詳しく聞きたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長

今、熊高議員さんがおっしゃった2つのことを改正したわけですが、この指定管理者の方は4月1日にさせていただくという施行が、それから所長を置くということにつきましては、3月31日までに、所長を置くということをご理解をいただきたいと思うわけですが。

○松浦議長

いいですか。

他に質疑ありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

私が質問したことの内容のご答弁になっていないと思いますけども。議長。

○佐藤教育長

答弁を求めます。

○松浦議長

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい。所長をこのたび条例の中で置くようにいたしましたのは、今までにも所長さんという位置づけがあったんです。あって、それは業務委託でお願いをしておったんであります。ところがですね、調べてみますと所長というのは、位置づけが条例の中にございませんでしたので、改めて今までの条例が不十分だったわけでありまして、所長というのを置いて、その方に報酬を支払うということの明文化をしないとですね、どこにどうなっていったんやらわからん、ということがございまして、ほぐしておったので、それを入れさせてもらったというのが実状でございまして、したがって、指定管理者が決まりました、どなたが指定管理をしてしてもらおうわけですが、そのところに所長としての報酬を支払っていただいて、その管理をしていただくということになるわけですが、だから指定管理者が、すべてのところに、所長を置かなければならないか、あるいは、置く必要がないのかということについては、この条例の中で、そこはそれなりの所長というものがあって、そこを責任持って、その業務内容を果たしていただくと、人的管理も施設の管理も含めまして、していただくという意味で、所長という位置づけを必要として置いておると。ただ、繰

り返すようでございますが、位置づけについて条例上は、なかったということで不十分なところを、今回入れさせてもらっておるということでございます。

以上でございます。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

議長も首をかしげておられるようですから、私もよくわかりませんが、ただ、所長を置くか置かないかという権限は、誰が持つんでしょうか。そういうことも含めて、条例になかったから位置づけをはっきりしたというところは、理解できるんですが、この所長を置く必要があるかないかという判断をですね、指定管理者がするのか、あるいは教育委員会がするのか、そういったことも含めて、なにか曖昧なかたちでしか理解できないんですが、その辺の中身について、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○松浦議長

答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

先ほどの質問にお答えいたします。

所長が必要であるかないかにつきましては、すべての条例の中で、これを定めていくというのが基本でございます。それは市のひとつの方針でもあるし、議会の同意を得て、それを執行させてもらうということでございます。その条例に基づいて、その施設の運営をしていくというようになりますと、私はとらえております。

以上でございます。

○松浦議長

よろしいですか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

すいません。3回以上なんですが、議長。

今の説明でまたわからなくなったんですが、ここの位置づけを職員となっているわけですね。指定管理者とはなっていないわけなんです。今の答弁によると指定管理者に、所長を設けてもらうという発言があったんですけど、その辺が条例上は、ここでは職員となっておりますんで、なぜそういう答弁があったのか理解できないんですが、職員というのは、この指定管理者を差しているんでしょうか。

○松浦議長

答弁を求めます。

佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは、お答えをさせていただきます。

そこに職員がおるわけでございます。その施設の運営するのを直営でやっておったのを、指定管理者に今度は権限を委託する、ということになるというようにご理解いただきたいと思うんですが、そのときに所長というのが、今まで条例上になかったので、その分を入れさせてもらうというように、条例改正の提案をさせていただきますと

いうことでございます。

以上でございます。

○松浦議長

お諮りします。

お昼の時間でございますので、暫時休憩とさせていただきます。
続いとりますから。

続きまして、開会は1時に開会しますので、ご参集願います。

~~~~~○~~~~~

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

引き続き、答弁の不足と申しますか、教育長の方から答弁をしたい
ということでありまして、答弁を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長

午前中、大変申しわけございません。私の答弁がまずいことで、ご
迷惑をおかけいたしました。

25ページの第2条の2をごらんいただきたいと思います。体育
施設の管理を行なうものは、別表第1のとおりとし、市が管理する体
育施設においては、市長が別に定めるところにより市が指定した法人、
その他の団体の管理する体育施設においては、指定管理者とするとい
うことで、別表へ管理する者を付記しておるわけでございます。

今回は、安芸高田市美土里総合運動公園を指定管理者にするもので
ございまして、先ほど言いましたように、本条例には、直接直営施設
と美土里総合運動公園を指定管理するものがありますので、今回直営
施設としていたすものについては、第16条において、市長が必要と
認める職員を置くものでございます。指定管理するものにつきましては
は、指定管理者が考えることでございます。

以上、答弁を訂正させていただきますので、よろしく願います。

○松浦議長

他に質疑はございませんか。

○亀岡議員

議長。

○松浦議長

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

提案のですね、意味合いというのは大方理解いたしました。数あ
る体育施設の中で、今回美土里の総合運動公園が、指定管理者の制度
にあてていくということになるわけですが、この指定管理者制
度がですね、これからの国なり県なり、そういうことを進めている中
で、今回は美土里町の総合運動公園ということですが、将来に向かっ
てですね、そういう方向でことを進めていかれるのか。

また、この指定管理者制度にしていくことの中に、地域の住民の利
用上の利便性とかですね、そういったことも考えられて、今回こうい
うふうに運営されるのか。

将来的には、市の財政がですね、これによって財政的にはですね、少しでもやりやすい状態になっていくと、半面、これがこういった制度をどんどん広げていくと、終局には地域の住民の負担というふうになっていくようなことも、この管理者制度の中では、いろいろ問題指摘もされているんですよ。今日の情勢の中で。そういうことですね、今回、まず美土里の運動公園を皮切りにですね、将来市としては、先ほど言いましたように、そういう方向で進めていかれるのか、今申し上げました数点についてですね、お伺いをしています。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい。指定管理のことについてのお尋ねでございますが、教育委員会が所管しとる施設、たくさんございます。指定管理をするということにつきましてはですね、ある程度、今現在指定管理しておる人のご意向も聞かなきゃいけませんし、それから、その他の運動公園言いますか、スポーツ広場とかいうのもたくさんあるわけでございますが、それなんかについて指定管理をしていった方がいいのか、それとも地元の人をお願いをして、委託をしていった方がいいのか、市の職員の削減ということもありますので、職員の仕事内容等も勘案しながら、暫時そういう方向での取り組みというのが、市としても、教育委員会としても、していかなくてはならないと考えておるわけでございます。

美土里の運動公園の問題につきましてはですね、これは、後ほど提案させてもらいますが、B&Gがございますよね。美土里の。あそこと一緒に管理してもらっとるとということもございまして、それで、今回の改正というかたちで、上程をさせてもらっとるというようにご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○亀岡議員

議長。

○松浦議長

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

利用者にとってどういう利点があるんかということですね、そういった点についての考え方というか、現状の認識とか、そういった面をお尋ねしたんですけども。

それから、当面財政的には、どうなるんか。いきなり利用する面での利用者の負担増というようにどこに回ってくることはないのか。そういった点はいかがでしょうか。

○松浦議長

質疑に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

お答えをしたいと思います。

住民サービスのことにつきましては、低下をしないように指定管理をするに行いまして、十分配慮してまいりたいとこのように考えております。

もうひとつ経費の問題でございますが、経費の問題につきましても

ですね、市の職員が、今まで担当しておったとかいうようなところについての経費の削減は、できるだろうと思いますが、指定管理するところと、経費については、十分担当部局の方で話し合いを持たせてもらって、それが、先ほど申し上げましたように十分にとりまして、サービス低下に招かないような方向での動きをさせてもらうように、我々も頑張っていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○松浦議長 他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号、安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○松浦議長 この際、議案第84号、安芸高田市エコミュージアム川根設置及び管理条例の一部を改正する条例の説明資料について、執行部から修正の申出がありましたので、これを許します。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長 失礼します。議案第84号、安芸高田市エコミュージアム川根設置及び管理条例の一部を改正する条例案でございますけども、議案は、3ページ別表、10条関係でございます。

宿泊料一泊3,800円で議決をいただきましたが、説明資料は、4ページ下段、別表第10条関係で、宿泊料1人一泊4,500円となっております。説明資料の方の3,800円が正しく、4,500円が誤りでございますので、3,800円にご訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○松浦議長 以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第96号 安芸高田市B&G海洋センター設置  
及び管理条例の一部を改正する条例

○松浦議長 日程第26、議案第96号、安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

議案第96号、議案名が、安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、現行では直営としております同施設を、指定管理者制度の導入ができるよう、条例を変更しようとするものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長

はい。それでは、議案第96号関係でございます。説明資料の32ページをごらんいただきたいと思います。

安芸高田市B&G海洋センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例でございますが、このセンターにつきましては、八千代の海洋センター、美土里の海洋センター、高宮の海洋センターが該当するものでございます。3条の次に、次の1条を加えるわけございまして、第3条の2は、管理を定めております。海洋センターの管理を別に定めるところにより市が指定した法人その他の団体に行わせるものでございます。

第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条につきましては、教育委員会を指定管理者に変えるものでございます。それと、及び第14条も同じくでございます。

35ページをごらんいただきたいと思います。17条を19条に改正し、17条で指定管理者が行なう業務を定めるものでございます。

1号、2号、3号にそれぞれ定めております。

それから、第18条では、指定管理者の指定の期間を定めております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○松浦議長

これをもって要点説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

さっき次長が言われた、市内に3つのB&Gがあるということですが、これを一括して指定管理させるのか。それぞれの各町にあるB&

Gをそれぞれ指定管理させるのか。この考え方はいかがでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長

3つの海洋センターがあるわけですが、八千代町の海洋センターにつきましては、八千代町開発公社を一応予定しておりまして、あとの2つにつきましては、市の地域振興事業団へお願いすることを、今後協議してまいりたいというふうに考えています。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号、安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第97号 平成17年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）

○松浦議長

日程第27、議案第97号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第5号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

議案第97号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第5号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3億396万9千円を追加し、予算の総額を、237億5,897万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、市税2,940万円、分担金及び負担金1,816万9千円、県支出金8,388万6千円、繰入金616万2千円、繰越金1億6,374万1千円、諸収入56万3千円、市債5,370万円をそれぞれ追加し、国庫支出金5,165万2千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費1億7,318万3千円、民生費7,287万8千円、衛生費4,505万8千円、農林水産業費154万

8千円、商工費1,582万5千円、消防費489万5千円、教育費1,580万4千円、災害復旧費70万円をそれぞれ追加し、議会費608万4千円、土木費1,983万8千円をそれぞれ減額するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、40億1千万円と定めるものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ決定をいただきたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

それでは、議案第97号、一般会計補正予算第5号について要点のご説明をさせていただきます。始めに、この度の補正予算によります、本日皆様方のお手元にお配りさせていただいております、平成17年安芸高田市議会12月定例会予算議案説明資料に基づきまして、ご説明をさせていただきますと思っております。

まず1ページをお開きいただきたいと思いますと思っております。今回の補正につきましては、厳しい財政状況を踏まえながら、緊急性と必要性ある事業に基づきまして限定したかたちの中で、所要経費を計上することといたしております。まず、今回の議案につきましては、会計別予算の状況でございますが、一般会計の補正額につきましては、3億396万9千円を計上しております。補正後の累計額につきましては、237億5,897万2千円となりまして、前年度の同期に比べまして88.6%で、11.4%の減となっております。このたび、一般会計の他に老人保健特別会計を除く、9特別会計の補正を計上いたしましたものでございます。

次に、一般会計の補正予算の概要でございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入でございますが、補正額につきましては、3億396万9千円のうち、1款の市税2,940万円、18款の特別会計、コミプラ特会、また飲料水供給特別会計からの前年度によります精算金616万2千円、19款の純繰越金の1億6,374万1千円、21款の市債の補正額5,370万円のうち、臨時財政対策債440万円、減税補填債4,300万円の合計2億4,670万3千円は、用途を特定されない一般財源の額でございます。

残り5,726万6千円につきましては、それぞれの目的別に用途が特定された特定財源でございます。このたびの補正で、14款の国庫支出金が、5,165万2千円と大幅に減少いたし、15款の県支出金、8,388万6千円と大幅に増加しております。これにつきましては、国保会計の繰出金の財源となります国民健康保険基盤安定国県負担金が、三位一体の改革によります国県の負担率に変更されたことに伴いまして、保険税軽減分の国庫負担金が、1/2の負担から0と

なります。国庫負担金を5, 893万7千円減額し、県負担金が1/4負担から3/4負担となり、県負担金を6, 555万2千円の増額補正を行ったことによるものが、主な要因でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。(2)は、歳出予算の補正でございますが、補正の要点説明につきまして、後ほど、予算書の事項別明細書によって、ご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、3の歳出補正予算の性質別経費の総括表でございます。

このたび、人件費等につきまして、1, 396万5千円の減額によりまして、条例改正によります議員の皆様への報酬の5%カット。また、一般職員の会計間の人事異動によりますもの。また、16年度末の定年前の早期退職者があったことによります減が、主な要因でございます。他会計の繰出金は、8特別会計への繰出金1, 869万8千円となるものでございます。基金積立金の財政調整基金積立は、歳入一般財源2億4, 670万3千円のうち、他の歳出予算事業一般財源所要額、1万3, 821万3千円を控除した額、1億849万円を積立金いたすものでございます。目的基金の高田地区工業団地下水処理場基金24万円につきましては、前年度からの加入企業からの下水処理徴収金の歳入歳出決算剰余金を、基金積立するものでございます。公債費につきましては、歳入財源の組み替えでございます。上記の人件費、繰出金、積立金を除いた、対外的な消費を伴いますいわゆる一般的な行政経費につきましては、1億9, 050万6千円となるものでございます。

続きまして4ページをお開き願いたいと思っております。このたびの、一般会計の歳出予算の補正によります性質別の経費を、款、また項に掲げております。補正の内容につきましては、人件費が1, 396万5千円の減額、扶助費が2, 354万1千円の増、物件費が5, 556万1千円、維持補修費が1, 353万3千円、補助費等が7, 977万1千円、繰出金が1, 869万8千円、積立金が1億873万円、それぞれ増額いたしまして、貸付金74万2千円の減額、投資的経費が1, 884万2千円の増額となっております。

それでは、一般会計の補正予算の要点につきまして、ご説明をいたします。まず、補正予算書の8ページをお開き下さい。

歳入でございますが、1款の市税の1項の市民税でございます。個人市民税といたしまして、1, 500万円の増額するものでございます。また、2項の固定資産税につきましては、家屋に係ります固定資産税を、1, 300万円の増額するものでございます。3項の軽自動車税は、140万円増額。

続きまして、9ページでございます。12款の分担金及び負担金、1項の分担金、3目の土木費分担金39万1千円の減額につきましては、宅防事業の受益者分担金を減額するものでございます。2項の負担金、2目の民生費負担金の1, 856万円の増額につきましては、

保育所入所児の増に伴いますもの、また、保育所保護者負担金増によるものでございます。

14款の国庫支出金でございますが、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金5,219万6千円の減額につきましては、先ほどご説明をさせていただきました、国民健康保険基盤安定負担金の国県の負担率の変更による減が主なものでございます。

10ページをお願いします。2項の国庫補助金でございます。2目の民生費国庫補助金93万7千円の減額は、居宅生活支援費の見込み減に伴います障害者福祉費補助金、また、児童福祉費補助金の減額が主なものでございます。3目の衛生費の国庫補助金でございますが、44万1千円の減額は、このたびの三位一体改革によります育児支援家庭訪問事業費の、補助金の廃止による減額でございます。5目の土木費国庫補助金170万円の増額につきましては、公営住宅補助金の増額でございます。7目の教育費国庫補助金22万2千円の増額は、寄宿舎住居費補助金の増でございます。

続きまして、15款の県支出金、1項の県負担金、2目の民生費県負担金6,742万1千円の増額につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の、国県の負担率の変更によるものが主なるものでございます。2項の県補助金、1目の総務費県補助金418万5千円の減額は、地籍調査事業費の事業量の確定に伴います地籍調査事業費補助金の減でございます。

続きまして、11ページをお願いします。2目の民生費県補助金、574万7千円の増額は、それぞれの民生関係の事業費の増減に伴うものでございまして、主なものは、1節の社会福祉費補助金の説明欄でも書かせてもらってます6行目になろうかと思っておりますが、支援費制度補助金1,252万円の増額につきましては、身体障害者等の施設入所の補助金の増額が主なものでございます。2節の児童福祉費補助金の説明欄の3行目にございます特別保育事業費等補助金、1,283万4千円の減額につきましては、延長保育事業費の補助金が廃止となりまして、6行目に掲げております一番最後の行になろうかと思っておりますが、次世代育成支援対策事業として、従前の補助制度が、一般財源として交付金化することになったものでございます。406万円でございます。3目の衛生費補助金でございます15万5千円の増額につきましては、精神障害者居宅生活支援事業費補助金37万5千円の増額、また、育児支援家庭訪問事業費補助金22万円の減額につきましては、補助金の制度改正によりまして、次世代育児支援対策交付金に振り替え、一般財源化することによる減額でございます。続きまして、4目の農林水産事業費県補助金1,314万8千円の増額は、農業振興、農園支援事業費に充当いたします新農林水産活性化支援事業補助金の計上が、主なものでございます。

12ページをお願いします。3項の委託金、1目の総務費委託金で

ございます。160万円の増額は、個人県民税徴収取扱費交付金を増額するものでございます。

18款の繰入金、1項の特別会計繰入金616万2千円の増額につきましては、コミュニティ・プラント整備事業特別会計及び飲料水供給事業特別会計の前年度事業の精算金を、一般会計にそれぞれ繰り入れるものでございます。

13ページをお願いします。19款の繰越金、1項の繰越金、1億6,374万1千円の増額につきましては、平成16年度の実質収支の歳計剰余金に係ります基金積立を控除した額が、2億1,374万1,071円となりまして、純繰越金として増額するものでございます。

20款の諸収入、5項の雑入でございますが、4目の雑入につきましては、56万3千円の増額につきましては、吉田保育所建物災害共済台風被害によります共済金の増額でございます。

21款の市債でございますが、1項の市債で、1目総務債、910万円の増額につきましては、JR向原駅及び吉田町の4丁目の公衆トイレ改築に伴います地域活性化事業債の充当を、計上するものでございます。2目の民生債1,410万円の増額につきましては、特別養護老人ホーム整備事業費の増に伴うものでございます。4目の土木費1,690万円の減額につきましては、公営住宅整備事業の減に伴うものでございます。6目、臨時財政対策債4,400万円の増額は、起債の枠配分の確定によるものでございます。11目の減税補填債4,300万円の増額につきましては、当初予算編成時に、制度の廃止を見込んでおりましたが、先行減税分のみ廃止となりまして、持続することとなり、このたび増額をさせていただくものでございます。

続きまして歳出でございます。14ページをお願いします。このたびの歳出補正の2節の給料、また、3節、職員手当等、職員人件費の増減につきましては、職員の人事異動によるものでございます。

まず、1款の議会費でございますが、608万4千円の減額。当初予算編成後の条例の改正に伴いまして、議員皆さんの報酬の減が主なものでございます。

2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費は、653万8千円の増額につきましては、総務欄の説明欄に掲げております総務一般管理費204万6千円の増額は、非常勤職員、また、臨時職員の社会保険料を325万7千円増額、職員総合検診委託費を121万1千円減額するものでございます。5目の財産管理費につきましては、605万2千円の増額でございますが、説明欄の財産管理総務費189万6千円につきましては、甲立多目的広場駐車場用地の購入費、180万2千円の計上が主なものでございます。庁舎管理費につきましては、53万6千円につきましては、第1分庁舎の自動火災報知器の改修費で、31万5千円。また、高宮支所のカリヨンベル修繕費22

万1千円の増でございます。一般車両管理費257万円につきましては、ガソリン等の高騰によります、燃料費の増額をするものでございます。基幹集会所管理費105万円につきましては、甲田町の大道地集会所改築に伴います、地域小規模集会所設置補助金を計上するものでございます。

15ページの、6目の基金管理費1億849万円の増額は、財政調整基金に基金として積み立てるものでございます。7目の企画費、2,039万4千円の増額につきましては、JR向原駅身障者トイレの設置工事、また、高宮支所、吉田中学校バス待合所設置工事費375万円、生活交通路線維持負担金1,690万2千円の増額するものでございます。10目の諸費25万円の増額につきましては、防犯灯設置補助金を増額するものでございます。11目の行政情報処理費につきましては、3,759万円の増額でございます。13節の委託料3,174万5千円の増額は、法改正に伴います住民税のシステム改修、また、介護予防支援、地域支援、精神障害者自立支援システム導入の委託費を計上するものでございます。15節の工事請負費につきましては、401万7千円の増額につきましては、光ケーブル移転工事、教育施設ネットワーク整備の工事費を計上するものでございます。18節の備品購入費115万4千円の増額につきましては、地域支援事業システム、また、介護予防支援システム用サーバ等の購入費を計上するものでございます。12目の自治振興費156万7千円の増額は、エコミュージアム川根厨房修繕料、また、ポンプ修繕工事費増が主なものでございます。13目の地籍調査費640万円の減額につきましては、事業量の確定による事業費の調整でございます。

16ページを願います。2項の徴税費、1目の税務総務費818万7千円の増額は、職員人件費の調整が主なものでございます。2目の賦課徴収費につきましては、歳入財源の組み替えを行なうものでございます。

続きまして、3項の戸籍住民基本台帳費1,009万2千円の減額につきましては、人事異動に伴います人件費の調整で、7節の賃金11万4千円の増につきましては、職員の産休に伴います、賃金を計上するものでございます。

17ページをお願いします。4項の選挙費でございます。選挙費7万2千円の増額、また、統計調査費73万5千円の増額、6項の監査委員費20万円の減額は、一般職員人件費の調整分でございます。

18ページをお願いします。3款の民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費は、1,232万4千円の増額でございますが、職員の人件費、また、国民健康保険特別会計繰出金の増額でございます。2目の身体障害者福祉費1,365万2千円の増額は、来年4月から施行されます障害者自立支援法制定に伴います事務作業賃金36万円、また、審査会運営等の試行事業実施に伴います事務費の追加を

するものでございます。20節の扶助費につきましては、1,129万3千円につきましては、身体障害者施設入所者の増に伴います、入所者施設訓練等の支援扶助の増によるものでございます。23節の償還金利子及び割引料142万円は、障害者福祉費関係の国県補助金の過年度精算返還金でございます。3目の知的障害者福祉費2万6千円の増額は、知的障害者福祉費国県補助金の過年度精算返還金でございます。委託料の増と扶助費の減につきましては、居宅生活支援扶助デイサービス相互利用に組替えするものでございます。4目の老人福祉費の26万3千円につきましては、説明欄にございますように、在宅福祉事業費168万円は、地域包括支援センターの設置に伴います準備委員会の報酬、また、運営事務費、備品購入費を計上するものでございます。介護保険事業費の556万円は、低所得者減免補助金543万円、ホームヘルプサービス利用者軽減扶助費13万円の増額でございます。

19ページの説明欄にもございますように、老人保健医療給付事業費28万8千円は、資格確認等の増額をするものでございます。また、介護保険の特別会計繰出金726万5千円の減額は、施設介護の居住費、また、食費等自己負担の増に伴います、介護給付費に係ります繰出金を減額するものでございます。6目の社会福祉医療公費負担事業でございますが、663万5千円の減額は、老人医療受給者の当初見込みの減によります、レセプト審査手数料、また、老人医療扶助費の減額をするものでございます。23節の償還金利子及び割引料154万2千円は、過年度精算に伴います県支出金の返還金でございます。8目の隣保館費76万円の増額は、職員人件費の調整でございます。10目の社会福祉施設費でございますが、1,407万8千円の増額は、現在整備を進めております特別養護老人ホームのかがやきの外溝等の工事費が1千万円、食器厨房機器整備が200万円、維持管理経費といたしまして96万4千円等、落成式費用等も含み、103万3千円を計上するものでございます。

20ページをお願いいたします。2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費7万円の増額は、児童遊園地の修繕でございます。2目の保育所費2,197万円の増額でございますが、説明欄にも掲げておりますように、保育所総務管理費1,651万1千円につきましては、給食用の機器購入費が238万4千円、台風災害によります吉田保育所屋根改修費が112万7千円、年度の中途から、入所児の増加に伴います私立保育園委託料1,300万円の増額でございます。各保育所の増額につきましては、年度中途からの入所児の増加に伴いまして、給食賄材料費等の需用費の増が主なものでございます。4目の児童扶養手当費100万円の増額でございますが、児童扶養手当扶助費の増が主なものでございます。5目の児童福祉医療公費負担事業665万3千円の増額は、受給者の増加に伴います審査手数料と医療費の増に

よるものでございます。6目の児童福祉施設費29万6千円の増額は、向原児童館の維持管理経費に伴います増でございます。

続きまして21ページをお願いします。3項の生活保護費でございます。1目の生活保護費6万6千円の減額、9節の旅費3万6千円、また、面接調査、入院患者等実態調査旅費を増額しまして、12節、役務費10万2千円の減額については、郵便料金の受取人の、払い封筒利用によります通信運搬費を減額するものでございます。2目の生活保護扶助費848万7千円の増額は、前年度の生活保護費国庫負担金の精算の返還金でございます。

4款の衛生費でございます。1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費198万2千円の増額につきましては、職員給与の預費の調整が主なものでございます。

22ページをお願いします。2目の精神保健費269万円の増額は、利用者増によります精神障害者就労促進補助金、またホームヘルプサービス事業補助金の増でございます。3目の母子保健費88万2千円の減額は、次世代育成支援対策交付金に組替えることから、委託料を減額するものでございます。4目の老人保健費につきましては、補正額の増減はございませんが、総合検診費の確定によりまして、検診委託料を減額し、前年度の保健事業費県負担金の精算に伴います返還金を増額するものでございます。7目の環境衛生費2,081万円の増額につきましては、飲料水供給事業、また、簡易水道事業、浄化槽整備事業、コミュニティ・プラント整備事業特別会計の繰出金でございます。9目の火葬場費でございますが、約136万5千円は、施設修繕費、燃料費の増額が主なものでございます。

23ページの2項の清掃費でございます。1目の塵芥処理費、1,539万1千円の増額は、芸北広域環境施設組合の負担金の確定によるものでございます。2目のし尿処理費370万2千円の増額は、し尿処理施設清流園の苛性ソーダタンク破損によります取替工事費、320万3千円の増が主なものでございます。

6款の農林水産業費、1項の農業費、2目の農業総務費2,129万5千円の減額につきましては、職員人件費の調整、また、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額が主なものでございます。3目の農業振興費1,295万9千円の増額は、国県の補助を受けて実施いたします農園助成事業が、主なものでございます。身障者等の雇用のための施設整備事業、ハートフル農園支援事業で、事業主体は、有権会社の援農甲立ファームと、有限会社大土山ファームの2社で、援農甲立ファームにつきましてはパイプハウス、作業所等の整備でございまして、事業費が547万5千円のうちの1/2の、273万7千円の助成するものでございます。また、大土山ファームコンテナ洗浄施設の整備で、事業費が2,520万6千円のうち、1千万円の助成をするものでございます。併せて、1,273万7千円を補助金として、

支出するものでございまして、財源につきましては、全額国と県の補助金でございます。4目の畜産振興費177万1千円の増額は、美土里町の堆肥センターの施設機器の修繕料、94万4千円。

24ページをお願いします。高宮実験牧場の下流地域貯水タンク漏水調査手数料が18万円、堆肥ストックポイント整備補助金が、42万2千円の増額が主なものでございます。5目の地域営農費、地域営農費の支援費でございますが、400万円の増額は、地域営農支援農業用機械助成金を増額するものでございます。6目の農村整備費、650万円の増額は、農地等の小災害によります復旧補助金を増額するものでございます。

続きまして、2項の林業費、1目の林業総務費238万7千円の減額は、職員の人件費の調整でございます。

25ページの、7款の商工費、1項の商工費、1目の商工総務費135万1千円の増額は、職員人件費の調整でございます。2目の商工業振興費につきましては、1、447万4千円につきましては、吉田町4丁目、公衆用トイレの老朽化に伴います移設改築工事費の1、170万8千円、また、改築に伴いまして、下水接続負担金を計上するものでございます。

続きまして、8款の土木費、1項の土木管理費、1目の土木総務費356万1千円の増額につきましては、26ページをお願いいたします。2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費207万4千円の増額は、それぞれ職員の人件費の調整でございます。2目の道路維持費につきましては、県道道路維持費の事業量の調整によります、費目の組み替えをいたしております。3目の道路新設改良費は、それぞれの事業量の確定によります費目の組み替えでございます。

続きまして、3項の河川費、3目の宅防費につきましては、歳入財源の組み替えでございます。

27ページ、4項の都市計画費、1目の都市計画総務費の2万7千円の増額につきましては、職員給与費の調整でございます。2目の公共下水道費179万2千円の減額につきましては、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業特別会計の繰出金の減によるものでございます。5項の住宅費、1目の住宅管理費832万8千円の減額につきましては、職員人件費によります減が主なものでございます。2目の住宅建設費1、538万円の減額は、市営住宅の整備事業費の確定によります事務費の調整、また、施設建設費の減でございます。

28ページをお願いいたします。9款の消防費でございますが、1項の消防費の1目の常備消防費489万5千円の増額につきましては、職員給与費の調整でございます。

続きまして、教育費でございます。1項の教育総務費、2目の事務局費229万9千円の減額でございますが、職員人件費の調整が主なものでございまして、増額した費目につきましては、7節の賃金28

万2千円、教育委員会の所属職員の産休代替の賃金、また、11節の需用費44万円につきましては、備品の修繕、印刷製本費を増額するものでございます。

29ページをお願いします。12節の役務費13万2千円につきましては、通信運搬費の増、13節の委託料につきましては、42万円につきましては、マイクロバスの運行、また、健康診断等の委託費を増額するものでございます。2項の小学校費、1目の学校管理費、目内の事業費の調整で、節の報酬から11、14の使用料、賃借料までの調整を行っております。それぞれ学校内、また、各施設の利用をしておるものでございます。

30ページをお願いします。3項の中学校費でございますが、これも同様、各市内中学校の管理経費の調整を、学校間また、施設の移動等で実施をさせていただいておるところでございます。4項の幼稚園費でございますが、48万3千円の減額につきましては、職員給与費の調整でございます。

31ページでございます。5項の社会教育費の、1目の社会教育総務費309万8千円の増額でございますが、14の使用料及び賃借料22万5千円は、吉田公民館移転に伴います保管倉庫リース料、また、15節の工事請負費186万4千円につきましては、甲田公民館のトイレ修繕工事86万4千円、吉田公民館の代替施設修繕工事費100万円でございます。2目の公民館費884万7千円につきましては、職員の人件費調整分が715万4千円で、11節の需用費149万5千円につきましては、各公民館の維持修繕費等の増、また、13節委託料39万9千円につきましては、吉田公民館移転が予定より今回の建設に伴いまして、延期するために、宿日直委託料を増額するものでございます。3目の図書館費につきましては、節の組み替えでございます。4目の人権教育費につきましては、12万円の減額につきましては、自動車借り上げ料を減額するものでございます。5目の文化財保護費30万円の増額につきましては、第2庁舎建設に伴います、試掘調査委託費を計上するものでございます。6目の文化施設費につきましては、304万4千円の増額ですが、吉田歴史民俗資料館114万9千円につきましては、入口のドアの修繕、また、20万円につきましては、また、管理委託費94万9千円の増額でございます。

続きまして32ページをお願いします。同様、上欄に掲げております、田園パラッツォの65万7千円につきましては、文化ホールスピーカーの修繕、光熱水費、燃料費の増によるものでございます。甲田若者定住センターミュージズ64万3千円につきましては、管理経費を増額するものでございます。6項の保健体育費、1目の保健体育総務費におきましては、国の委託事業の子どもの体力向上推進事業費の事業内容の確定に伴いまして、節の組み替えを行うものでございます。2目の学校給食費587万7千円の減額でございますが、職員人件費

の調整によるものが主なもので、八千代学校給食センター89万1千円の増額につきましては、給油ボイラー用の取り替え、また、美土里学校給食調理場23万8千円の増額は、ガス回転釜の取替えを増額するものでございます。3目の体育施設費929万4千円の増額につきましては、11節の需用費276万1千円につきましては、施設修繕費、光熱水費の増、また、施設の委託費491万4千円の増額が主なものでございます。また、15節の工事請負費197万4千円につきましては、簡易水道整備に伴いまして、吉田運動公園給水工事115万5千円、また、向原テニスコート夜間照明修繕が、81万9千円の増でございます。

続きまして、11款の災害復旧費でございます。1項の農林水産施設災害復旧費、2目の農業用施設災害復旧費、70万円の増額は、災害補助率動向の申請業務委託の増により計上するものでございます。

12款の公債費、1項の公債費、1目の元金でございますが、歳入財源の組み替えで、歳出につきましては、住宅管理費の減に伴います当該費目に充当しておりました家賃収入国庫補助金、市営住宅使用料の一部を、市営住宅建設債償還費の方へ財源振替をいたしたものでございます。

5ページに戻っていきまして、地方債補正でございます。総務事業債が910万円増額、民生事業債1,410万円の増額、土木事業債を1,690万円減額、臨時財政対策債を440万円増額、減税補填債を4,300万円増額し、補正後の借入限度額を、40億1千万円とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○松浦議長

これをもって、要点説明を終わります。

お諮りします。

この際、14時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○今村議員

議長。

○松浦議長

16番 今村義照君。

○今 村 議 員

はい。1点お伺いをいたします。

歳入のうち、県支出金の中で、児童福祉費の補助金のうち、特別保育事業費等の補助金が大きく減額になっておるわけです。それは、延長保育の廃止に伴うことが原因で、そのかわりに、次に次世代育成支援対策交付金として、交付されたという説明でございました。大枠からすれば、約8百、9百万近い金が減額になっておるわけでございます。そしてそのことを受けて、歳出の中で、保育所の関係でございますが、いわゆる公的保育所の中で、延長保育の要望もかなり高いかと思うわけでありますが、この補正予算で、そのことがどういうふうなかたちで、反映されているのかお伺いをしたいと思えます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○松 浦 議 長

失礼しました。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。ただいまの今村議員さんのご質疑でございますが、11ページの歳入の特別保育事業費等補助金1,283万4千円の減額、先ほど総務部長の方からございましたように、17年度当初の時には、16年度からの補助金というかたちでの予算組みをとりました。今回、次世代育成支援対策交付金というかたちで、交付金として一般財源化されるというかたちで、17年度が制度改正になりました。そして、ただいま言われますように1,283万4千円、この中には延長保育とか、子育て支援事業、僻地保育所、家庭支援推進保育とか、そういうかたちのものの事業がございました。それで、金額的には406万円というかたちにはなったんですけども、歳出の方で、どの部分へ反映というかたちになるんですけども、延長保育等については、そうした中での県からの交付金が、金額は下がったんですけども、結局、一般財源化されたことで、歳出の方、保育所の中で従前どおりの延長保育、私立の保育所はやっていただいておりますわけなんですけども、それについては、一般財源の方で、補填するというかたちになるかと思えます。ですから、補助金、県からいただくお金は下がってきたんですけども、それに満たない部分について、一般財源の方で見るようなかたちになるかと思えます。

○今 村 議 員

議長。

○松 浦 議 長

16番 今村義照君。

○今 村 議 員

その中でですね、委託料というかたちで、私立保育所に対する面で調整されるというのは、よくわかるわけでございますが、私がお聞きしたいのは、いわゆる私立保育所以外の公立保育所ですね、そこでの、延長保育に対する実態について、この予算上は、どのように反映しているのか、お聞きをしたいというのが質問の主旨でございます。

○松 浦 議 長

答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

いくことができないんじゃないかと、このように思います。したがって、当面の問題は、やはり現在植えておる植林の管理はやっていくと、こういうことではございますし、今、国の政策としては、環境問題と山をからませていくというそういう施策が出ておりますので、そういう環境と山という、そういう補助金をうまく取り入れながら、今後林業政策をやっていくというように考えております。

○松浦議長

続いて、15番 山本三郎君。

○山本議員

19ページの社会福祉施設費の方ですが、説明によりますと、あそこで工事請負費で、1千万円という説明の中で、かがやきの外溝工事という説明をお聞きしたんですが、この外溝工事の中身はどのようなものかお聞きするんですが、まず、前回の議会にもかがりやきの追加工事が出たと思うんですね。どうも、この工事の出し方というものが、小出しで出ているような感じで、非常に議員としてもあまりよくない感じを持っておるんですが、どうして、この設計者の設計段階での設計の見方というものが、どうも納得いかんと思うんですが、これはどういう1千万の大きな金額の工事が、またここで出るということで、何をどのようにしようとされておるのか、説明をお願いします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福田福祉保健部長。

○福田福祉保健部長

はい。19ページの社会福祉施設費の15節、工事請負費の1千万でございますが、これは市単独の工事でございますが、まず、特養のかがやき看板を県道他3ヶ所に看板を設置をするというものが300万くらい、それから、もうひとつには、かがやきの敷地内に、防火水槽が以前設置されとったということで、そこの上を車が入りをするということで、加重がかかるということで、そこらの保護、水槽の保護をするような工事等、諸の外壁工事などが、市単独での工事をお願いしとるところでございます。

○松浦議長

15番 山本三郎君。

○山本議員

今、説明を受けますと、これらの工事はですね、ある程度、当初から考えておかなくてはいけないところもあるということが伺えるんですね。ですから、追加工事の出し方というのが、こうたびたび、大きな金額を出すのではなく、出す段階にいった時には十分先のことも見越したものの見積もりを出していかないと、これは、恐らくまた、今やっている請負業者に随契というかたちになるかどうかとも、そこらもお聞きしたいんですが、非常に今日、不信感を招く、追加工事に見えますので、そこらはきちっとした対応をしとかなないと、またこれから、まだ、完成するまでにですね、また多少、何かのかたちで追加工事が出てくるようなことになると、本当にこの設計段階に、どうしたことだろうかということが頭によぎってきますんで、十分注意してもらわんと困るんですが。

○松浦議長

福祉保健部長 福田美恵子さん。

- 福田福祉保健部長 はい。議員さんご指摘のように、今後は、十分気をつけて実施していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 青原議員 議長。
- 松浦議長 11番 青原敏治君。
- 青原議員 今の説明の中で、看板が300万というふうな金額を聞いておるんですが、その詳細がわかれば、お教え願いたいと思います。
- 松浦議長 はい。答弁を許します。
福祉保健部長 福田美恵子さん。
- 福田福祉保健部長 はい。高齢者福祉課長の方に答弁させますので、よろしくお願いいたします。
- 松浦議長 答弁を求めます。
高齢者福祉課長 沖野和明君。
- 沖野高齢者福祉課長 ただいまの青原議員さんのご質問に、お答えをさせていただきたいと思います。山本議員さんのご質疑でもございましたが、当初予算編成の折に、すべての敷地内の関連部署の整理をして、予算を作成しておけばよかったわけですが、その点は、大変深くおわびをさせていただきたいと思います。山本議員さんのご質問の中にございました、実は、前臨時会におきまして、工事請負契約の変更を出させて、議決をいただきました。その折には、当初予算の中で、本体工事、特別浴室工事、別々に予算を組んでおりましたものを、それを合算して、ひとつの契約として、追加分の変更追加とさせていただいたものでございます。
- このたびの外溝の工事でございますが、当初予算の中で、駐車場の予算を組んでおります。その駐車場が、すいません。車庫の予算を組んでおります。その車庫の設計と、外溝の設計を現在行っておりまして、明細金額については、現在持ち得ませんが、県道に現在、向原総合福祉センターかがやきという看板を、小さいのをつけております。非常に近隣に木等がありまして、わかり難いと、そういうご指摘を受けております。県道に隣接する私有地等をお借りすることを予定しまして、そこへ県道の上を占用する許可が得られるような、そうした大きな看板、大きな基礎を持つ看板を設置させていただいて、そして、もう1カ所、特養に隣接して団地がございます。近隣の住宅の団地の皆さんから、団地内の道路を使って、来訪者が団地内の道路に、自動車が来ないように。
- 松浦議長 ちょっと課長さん、今そのことについてはですね、部長さんが山本議員さんに断りをしちゃったんだ。今の質問というのは、青原議員が言われる看板についての明細ということで、説明しなさい。
- 沖野高齢者福祉課長 はい。失礼いたしました。看板につきましては、県道の上を占有するというものに耐えられるような看板と、それともう2カ所ですが、特別養護老人ホームへ来訪者を導くための2カ所、予定をしております。

- 松 浦 議 長
- 青 原 議 員
- 松 浦 議 長
- 青 原 議 員

他に質疑ありませんか。

議長。

はい。11番 青原敏治君。

説明で、大部分はわかったんですが、想像でものを言うちゃいけないので、できれば、看板費用がどれだけ、占用費がどのくらいかかるというのが回答に出てきてないんで、わかれば後でもいいですからお知らせ願いたいと思います。

それとですね、今の契約については、先ほど山本議員さんの方からも言われたんですが、随契かどうか、その回答もよろしく願いします。

- 松 浦 議 長

それでは、看板の件については、後からご報告ということで、了解を願って、随意契約についての中身の質問にお答えを願います。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時40分 休憩

午後 2時42分 再開

~~~~~○~~~~~

- 松 浦 議 長

それでは、休憩を閉じて再開いたします。

ただいまの質疑に答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

- 沖野高齢者福祉課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

工事そのものが、本体工事とは別のものがございます。ただ、工事の中身につきましては、本体の近隣をするものもございまして、今後、指名審査委員会の中で、原則は別工事でございますが、随意契約を含めまして、指名審査委員会の中で、審査をいただくように考えております。

- 松 浦 議 長
- 岡 田 議 員
- 松 浦 議 長
- 岡 田 議 員

他に質疑ありませんか。

議長。

18番 岡田正信君。

はい。ページ言いますと、9ページと、すいません、11ページの歳入の方で、一番下の農林水産業費県補助金の新農林水産活性化総合支援事業補助金、これは県の事業ですが、それで、歳出の方で、説明がありまして、23ページに大土山営農ファームですか、それから甲立営農ファーム、私もそのファームというのは知っとるわけですが、これは、県の新事業と言われたんで、本年度から始まった事業なんですかお尋ねすると、それから、内容が、私が聞いておるところでは、身障者の方を雇用する新しい制度だと聞いたんですが、そのようなものかどうかお尋ねします。

- 松 浦 議 長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

- 清水産業振興部長

それでは、歳入の11ページと、歳出の23ページのご質疑でござ

います。仰せのように、ハートフル農園支援事業というものは、今年度、県の事業として、新規事業で事業が設けられたものでございます。内容につきましても、ご意見がありましたように、農業生産法人が障害者に新たな就労の場を提供するという一方で、地域でお互いに支え、ともに生きる社会を目指す取り組みを支援するという内容に対して、施設の整備等に対する補助を県が行うという事業の内容でございます。以上でございます。

○松浦議長

18番 岡田正信君。

○岡田議員

それでは、金額的に割り出しますと、1人の方が1人1名で、あとのもうひとつの営農ファームが3人ぐらいになるんですか、雇用関係では。

○松浦議長

答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

仰せのように金額的には、そのような割合になっております。甲立の営農ファームさんが、事業費で547万5千円、補助金が1/2でございますので、273万7千円と。それから、大土山ファームさんの方が2,520万6千円の事業費に対して、補助金の方は1千万円でございますので、大体まあ、3対1ぐらいの割合での事業費になっております。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

○川角議員

議長。

○松浦議長

6番 川角一郎君。

○川角議員

はい。1点ほどお伺いをいたします。23ページの方でですね、この農林水産費というのがございます。それで、項の農業費そして、その中の総務費の関係でございますが、補正が2,129万5千円なされておるといのがございます。これの節で見ますと、一般の職員の人件費であるということなんですが、前回の臨時議会でもですね、11月の21日だったと思うんですが、そこでも、800万ほど減額をされておると、人件費がですね。それから見ると、約2,700万くらいがですね、今回補正をかけられたと、で、これから見ると人数で見れば、大体4人か5人ぐらいの職員がですね、減になつとるんじゃないかというふうに思うわけです。その原因について、ひとつお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

はい。農業総務費におきます、職員の人件費の減額措置でございます。要点のご説明の中でもご説明させていただきましたように、4月のスタート時には、3名分の人件費相当分を加算をさせていただき、計上をさせていただいたところでございます。今、4月スタートの時に、向原の農業公社を、こちらの産業振興部の中に、一緒にこの組織とし

て編成変えされました。そういう状況の中で、農業公社の役割、また、行政の産業振興部の持つておる事業の内容、そういうのを併設させていただき、3名分を他の部署に異動したために、この人件に伴います減額措置になったわけでございます。前回の臨時議会におきましては、職員手当相当分ということで調整をさせていただき、今回はその他の給料、また共済費、そういうもので全体調整をさせていただきとる関係上、1,942万1千円の減額の措置をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○川 角 議 員

議長。

○松 浦 議 長

6番 川角一郎君。

○川 角 議 員

今、お話を聞きますと、3名については、他の部署に配属したんだと。これが、農業部門にされたのか。それか、とんと別な部門へ配属されたのか。

ご案内のように、現在は非常に農業問題が、今回は中山間の直接支払も関係者が入って増えてございますし、それから農政も、大きく今変わろうとしてきている非常に大事な時期であるというふうに思います。それから、有害鳥獣の問題、あるいは農林の関係では林道、あるいはまた農道もですね、全部精査をして、これからの舗装をかけるような準備もしていこうというふうなことで、非常に大きな農林関係については、仕事があるような気がするわけでございます。

そこで、やはり当初した原因は、先ほど聞かしていただいたんですが、それだけの人数で十分賄えるのか、非常に心配があるのではないかというふうに、合うんだらうかという気がしますので、そこらはどうなのかお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

はい。昨年度の3月であろうかと思えますけども、産業振興部の組織内編成をさせていただいております。

ただ、ご指摘いただきますように、今日の農業問題におかれとる環境、非常に厳しいものがございます。合併前においては、旧向原町時代に農業公社の設立をされて、4名の職員で対応され、1名の管理職については、行政の職員の方から派遣をしていたような状況でございます。そういう4名の職員さんを、こうした産業振興部の中と連携をとらしていただいた組織改変になって、農業公社というのは独立したかたちでありますけども、併任的なかたちの中で、事務作業をさせていただきとるところでございます。そういう状況の中で、農業公社に対する職員につきましては、全額行政の負担ということもございまして、それ相当分の減額措置をさせていただいておりますけども、農業公社の方に対する事業の支弁というものはですね、行政の方から支出

をさせていただいております。合理的なかたちの中の再チェックということで、産業振興部の中には、担当課長という位置付けもさせていただき、あらゆる振興策の施策を展開をさせていただいております。

限られた全体の人数の調整の中で、全体の組織の中で、調整をさせていただいておりますので、基本的には、行政職である、市長部局である職員が、農業分野から3名を減額させていただいて、公社の職員をですね、そこに一緒に事務作業をとらせていただいとるというのが現状でございます。

以上でございます。

○松浦議長

他に質疑はありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

14番 入本和男君。

○入本議員

はい。35ページのですね、比較表のどこを見させてもらってるんですけど、大体、通勤手当、住居手当、それから、時間外、休日出勤手当というふうに、休日出勤なんかは、極端に言えば、半分になつとるという現状があるわけなんですね。そうか思えば、時間外は大体通常こうして少なめに予算して、だんだん増やしていくのが大体今までの行政のパターンで、これに対して事業が増えたから増やしました言えばそれで終わるわけでございますけど、それにしても、当初この減額というのが、一般職から特別職から下りとるんですけども、今回にして、補正を組まれたのは、時期的には、私は遅いんじゃないかと。予算が組めないから減額して協力しようと言いながら、今日だって、今から予算する言うても、当時の減額する時の申し出と、ここにきて修正かけるというのは、私はどうも理解できないし、今するぐらいならしなきゃいいのにとしか思わんわけですね。16年度の不用額なんか見たらですよ。せっぱ詰まるとるから協力して、福祉住民サービスの経費にあてるという中では、こういう至った経費が、この時点が出るというのが理解できないんですが、その内容についてご説明をお願いします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

確かに、ご指摘いただきますように、当初予算編成につきましては、年度内に予算編成をさせていただき、人事によりまして、他のそうした関係部署に異動し、その担当のそうした予算の歳出費目から、人件費等支出をさせていただいとるところでございます。当然、ご指摘いただくような、財源の確保ということも十分考慮も必要であるわけですが、いろんな角度で時間外につきましてはですね、非常に今日の状況については、明日の時間外については、その前日の中で管理職がチェックするという状況の時間外チェック体制を持たせていただき、ある程度の成果も見させていただいております。

ただ、休日勤務の点につきましては、できるだけ土日の業務等になりますが、当然休日手当ということで、支給をさせていただきますし、通常の間外のもう一度振り替えて休日手当を支給させていただいておるといのも事実でございます。全体の予算の編成と言いましようか、そういうところの観点も多少見直し、人件費の積算等も再チェック、そういうところもある程度考えさせていただかないと、今ご指摘いただく問題というのは解決しないのではなからうかと思っております。

18年度の予算編成につきましても、非常に厳しい状況がございます。そういう状況も踏まえさせていただきながら、十分ご指摘いただきましたことにつきましてはですね、早い段階と言いましようか、ある程度のそうした異動等が確定の段階の中ではですね、多少の整理も端数整理もさせていただく必要があるのではなからうかと思っております。

今後、こうした全体的な人件費につきましての抑制、また、計上のあり方、もう少し検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 松 浦 議 長
- 熊 高 議 員
- 松 浦 議 長
- 熊 高 議 員

他に質疑ありませんか。

議長。

10番 熊高昌三君。

はい。先ほど川角議員、あるいは入本議員の質問と関連もすると思うんですが、人件費に関して、私もお伺いしたいと思うんですが、これは、行革が本格的に始まっておりますけども、そういった観点から、説明資料の一番最後の紙面に、全体の内訳があるところの人件費ですね、それぞれ議会から災害復旧費までのそれぞれ担当部にわかれて、人件費の増減がありますけども、総務部長の説明の中で聞いておりましたら、全体的にプラスなんかなと思っていたら、最終的にはマイナスになっているというイメージであったんですね。大きな要因は先ほどの川角議員さんの農林関係の分の2千万円近いマイナスが響いてるんかなという気がして、お伺いしたんですが、これから行革をやっていくという流れの中で、それぞれ部の中で、その財源をどういうふうに動かしているのかというのは、観点からですね、それぞれの部長さんに担当の、まあ、消防長も含めて、教育長もいらっしゃいますが、例えば総務の方は、560万くらいプラスになっとるんですね。あるいは民生費の方もプラス700万というふうにそれぞれプラス、マイナスあるんですね。その要因について、それぞれ部長さんの見解をまずお伺いしたいということが1点。

それから、関連をして、予算書の34ページ、先ほど入本議員35ページの時間外のこととも言われましたが、1,300万あまりの時間外が出ておりますが、これの主な要因というのですね、先ほど言った

それぞれの部長さんあたりの中には、その内容というのは把握されているとは思いますが、そこらを含めて、この時間外の内容について、どういう部分が一番大きなウエイトを占めておるのか、その辺についてお伺いしたいということと、34ページの共済費の比較用がありますよね、長等それから議員、その他の特別職、これのマイナス72万5千円からその他の特別職252万5千円、これの要因について、増減の要因について、もう少し内容について、お伺いしたいと思います。

それから、別件ですが、予算書の15ページの地籍調査費減額の640万というものが出ておりますが、この内容について、お伺いしておきたいと思います。

以上です。

○松浦議長

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時01分 休憩

午後 3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、先ほどの熊高議員の質問について、まず始めに、助役 増元正信君の答弁を求めます。

○増元助役

議長。

○松浦議長

はい、どうぞ。

○増元助役

はい。失礼をいたします。全体的に限られた人材を、いかに有効に活用するのかということで、我々は努力しなきゃいけないと思っております。職員の適性配置、これは当然、各部署の事業の重要性、あるいは持つておる事務量に、適切なる配置をしていかなきゃいけないというふうにも思います。ただ4月の時点で、人事配置した後はですね、やはりその部署の中で、部による人材をいかに有効に活用して、事務を執行していただくのかと、各部長さんなり、課長さんなり、組織として動いていかなきゃいけないと思います。

そういった中で、残業の管理につきましてはですね、災害でありますとか、選挙でありますとか、突発的にどうしてもやらなきゃいけない部分につきましては、当然残業ということで、職員の皆さんにお願いをするということは、当然あると思います。ただこれまでの、従来の発想からいきますと、いわゆるだらだら残業と言いましょか、5時になってもですね、特にせっぱ詰まった仕事がですね、これは厳密にはどうかわかりませんが、日常の仕事の延長として、残業が行われておるということが、旧町を含めて、新市においてもあったというふうに思います。

そういったことで、今年度につきましては、特に残業、あるいは休日出勤、当然、教育委員会とか、土日のイベント行事もあるわけでご

ざいまして、職員は当然出て仕事しなきゃいけないということでございますが、それを全部、休日の手当に換算いたしますと、莫大な経費になるというような中から、休日出勤等につきましては、極力振替休日をとっていただくようにとお願いをいたします。残業につきましても、いわゆる本人の申請主義で、結果的にこれだけ時間外しましたと、次の日に上司の決裁をいただくと、とるといったようなことを改めていただいて、やはり上司の管理の元にですね、これだけの仕事をやらなきゃいけないので、これだけの残業をしますといった上司の管理に基づく残業というものを励行していこうじゃないかということで、今年度取り組まさせていただきます。限られた人材の中で、大変、職員の皆さんも辛い部分もあろうかと思うわけでありませうけれども、全体の経費の節減、人件費の抑制といったような大きな観点の中から、組織をあげて各部にまたがってですね、そのことをお願いしていこうということで、額的にはやはり詳細はわかりませんが、残業代の抑制といったところに、効果が現れてるんじゃないかと思えますし、上司も自分の部下が、どういった仕事をしておるのか、あるいは、どういった仕事をしてもらうのかといった管理の面からですね、効果が現れつつあると思っております。18年度以降もですね、徹底的に実施をしていきたいというふうに思います。

それと、通常4月に人事異動いたしまして、人事の配置が、移動があるわけございまして、年度の当初予算では、そこらが反映できていないと、旧町含めまして、人勧の勧告を待ってですね、12月の議会で、そういった調整をさせていただくという、これまでの関連みたいなものがございまして、現在もそういったような観点から、12月に、人事の異動に関わる調整をさせていただくと、いうふうな考え方で、補正なり、予算編成をさせていただきます。確かに先ほどご指摘のとおり、現実にもっと近いかたちでの補正をしながら、予算管理をすべきではないかというご批判に対しましては、重々理解できる所がございますので、今後の予算の管理につきましては、そういったことも含めて考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き、総務部長 新川文雄君。

答弁を求めます。

○新川総務部長

はい。それでは、34ページの給与費明細書の共済費の比較、25万5千円の増額ということでございますが、この関係につきましては、社会保険料の負担率の改定によるものが、主な要因でございます。

17年の9月から、厚生年金の保険の保険料率が改定されまして、以前の率につきましては、13.934%というものが、17年の9月から14.288%に改定をされたものが、主な原因でございます。25万5千円の増という状況でございます。それと、同様次ページの35ページでございますが、共済費の改定につきましても、当然、

16年度と17年度を比較させていただきますと、短期、長期というものがあるわけなんです、一般組合員、一般職によりましては、短期につきましては、4.6875が16年でございましたものが、17年につきましては、5.25という率に改定をされています。また、長期につきましては、103.1%というものが、105.525%ということでございます。

また、そうした期末勤勉手当等につきましても同様、16年につきましては、3.75、17年については、4.2ということで、長期につきましても、82.5%であったものがですね、84.42ということで、非常に、短期、長期の率の改定によりまして、こうした増額の1,340万6千円の増を見させていただくものでございます。全体的な人件費等の予算につきまして、今回説明資料に基づきまして、ご説明をさせていただいておりますけれども、先ほど助役さんの方からございましたように、このたびの人件費につきましては、平成17年の4月1日スタートと、昨年度の職員の異動ということの中を、今12月に調整をさせていただいておりますというのが現状でございます。

そういう状況の中で、主たる人件費につきましては、人事異動とそうした調整分ということで、この全部にかかります人件費につきましては、1,396万5千円の人件費の減額ということで、この補正を調整させていただいております。よろしく願いいたします。

もう1点の、地籍調査事業につきましては、本17年度の中でも、美土里町、また高宮町、吉田町という状況の中で、事業実施をさせていただいております。本調整をさせていただいておりますのは、美土里町の調整と、高宮町の地籍調査の測量業務というものが、このたび事業確定をさせていただいたところでございます。そういう状況の中で、このたびの地籍調査事業費の事業確定によりまして確定を、減額措置をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

議長。

10番 熊高昌三君。

助役さんの方で、総括的にご答弁いただいたんで、これからの取り組みという意味でですね、期待をさせていただきます。私が、各部長さんという意味合いは、残業も含めて人事管理にそういったものが、それぞれの部の中で、どういった意識にあるかということをお聞きしたかったわけですが、助役さんがそういう取り組みを総括的にしていくんだ、というふうなお答えで理解をさせていただこうと思いますが、今後のことも含めて、時間外等は、ある程度目標設定をして、これくらいに押さえるんだというふうなかたちというのにも必要かと思えますね。当然、選挙とか災害とか、突発的なものは別段といたしましてですね、そういったことを管理することによって、それぞれの部

- 熊高議員
- 松浦議長
- 熊高議員

の中で、人事管理をし、そういった人件費の管理もするといった意識も生まれてくるのかなど、もっと言えば人事管理課というんですかね、そういった総括的な総務部の中で、部署を設けてやるというのも将来的には必要かなという気がしますんで、そこらが先導しながら、全体の管理、厳しいことも含めて言うような立場がですね、今後必要かなという気がしておりますんで、そこらあたりを、今後の課題として受け止めていただければと思います。

それから、地籍調査の内容については、高宮、美土里が確定したという中での減額ということですが、当初予算の中でも、吉田という課題があったというふうに思いますが、そこらは順調にしておりますか。

○松浦議長

答弁を求めます。

新川文雄君。

○新川総務部長

はい。旧吉田町におきます、国土調査の関係でございます。

市後岩室地域になろうかと思っておりますけど、非常に、17年度スタートし、成果のものと現状の中で、地籍調査の担当の職員がですね、現地においていろんな角度から、どのような方法をすれば一番いいかということも検討させていただきました。実質、本年度、17年度予算編成をさせていただいて、業者へですね、委託までして、実施、再測量するということまでにはいかない状況でございます。十分地域、地権者の方のご協力、また本実施しております資料のチェック、そういうところにですね、現在担当の方で事務作業をさせていただいております。当然、この地籍調査の2ヶ年ということで、取りかかりをさせていただいた状況にあるわけですが、本年12月現時点ではですね、そうした業者委託に発注までの経過にないという状況にありますので、今後どちらにしましても、こうした解決方法をですね、どのようにもっていくかということが、大きな課題整理になろうかと思っております。

現状の段階でございますけども以上でございます。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

地籍調査については、一度予算を使ってやったものが、再度また、調査という流れになっておるんですね。ですから、今回の2ヶ年をかけてやる予算というのは、非常に大きな意味があると思うんで、そこらは進んでない原因がどこにあるのかということも含めて、今年度やるべきものはきちっとやるというかたちでないと、当初予算を通した意味がないという気がしますんで、そこらはしっかり管理、監督をしていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど助役さんの答弁でということであったんですが、もう少し詳しく聞きたいところを落としておりましたが、人件費の中で、例えば31ページの公民館費の一般職員人件費が、700万くらい増

えておったり、27ページの住宅管理費で、700万減額になったりとか、大きな人件費が動いた中で、全体の人件費のプラス、マイナスが出てきたと思うんですが、ここらの中身がですね、総務部長の説明の中で、あまり詳しい説明がないんですね。我々にとっては、その人件費は、どうしてその大きなものが動くんかと、理解できない部分から、さっきのことも含めて問うようになるんですね。そこらの大きな要因というのは、説明の時にきちっとある程度理解できるような流れで、説明いただきたいなというような気がしますんで、再度大きな部分だけでも、そういった流れについてお聞かせ願いたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

このたびの人件費、議会歳出からですね、議会費から、各部に関わる関係があるわけですが、全体的に人数の増減の理由が大きな要因ではなかろうかと思っております。そういう状況の中で、まず、総務費の関係等については、増額的な一般管理費の予算については、増額のかたち等になっておりますが、職員のそれぞれの異動ということになります。1人1人の給与体系等も違ってありますし、ただ人数的なかたちだけで、動いてないという状況もございます。その職員1人1人の積み上げの中で、積算をさせていただいておるところでございます。総務費につきましては、当初総務一般管理費の中で、職員を86名ほど見させていただいておりましたが、最終的に補正の中では、1名増員の87名という増がですね、大きな要因であるのではなかろうかと思っております。

次に、税関係になろうかと思っております。税務の関係におきましては、同様17名の職員でありますけれども、18名の、1名の増員が大きな1名の増員です。16ページでございますが、増員をさせていただいております。戸籍関係につきましては、当初の38名に対する職員に対して、35名の補正を3名の異動によります減が、1,009万2千円の大きな要因でございます。

次に、保健衛生費でございます。社会福祉費等につきましては、多少職員等の異動、年齢層等もございますが、そういう状況の中で、多少、人件費等も増額になっております。

続きまして、児童福祉費の保育所費でございます。保育所の中でも、人件費につきましては、60名ということで、人件費相当分につきましては、237万1千円ということで、保育所の保母さん等も、その市内のエリアの中でですね、そうした異動ということも実施されておる関係で、年齢層の差の中で、多少そうした異動が出ているというように考えております。保健衛生の総務費の関係で21ページになろうかと思っておりますが、これにつきましても、9名の当初職員でありましたものが、10名の職員で、1名ほど増の調整をさせていただいておるところでございます。

続きまして、農業総務費の関係でございますが、先ほど来ご説明させていただきましたように、主たる人件費の3名の減というのが、大きな要因でございます。

続きまして、土木費の関係でございます。土木費の関係につきましては、1名の増ということで、343万1千円の増ということの、人件費の1名の増ということでございます。また、道路橋梁費の中で、人件費も事業費の中の支弁人件費を見させていただく関係で、13名の当初の人数を、14名の1名増ということで見させていただいております。住宅管理費につきましては、住宅27ページの管理費につきましては、832万8千円の減額措置のうち、人件費は712万8千円でございますが、これは3名の当初の職員を2名に減をしているという状況でございます。常備消防費の関係でございますが、50名の職員に対して51名の増額、489万5千円でございますが、4月1日に一般行政職から消防職の方に身分の移管をさせていただきました。将来そうした退職者に伴います、一般職から消防職の方に身分替えをさせていただいたという状況で、1名の増でございます。

続きまして、公民館費でございますが、ここの中の人件費相当分715万4千円の主でございますが、うち、当初7名が職員でありましたものが、1名増の8名という状況でございます。保健体育の関係でございますが、学校給食の関係でございます。人件費700万6千円という減額措置の主たる原因につきましては、16名の当初の職員に対して、15名の職員分を計上させていただいたところでございます。主たる人件費に伴います今回の要因につきましては、人数、また、職員の異動によります関係のものが主でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○松浦議長

次に、質疑を許します。

13番 杉原洋君。

○杉原議員

13番。何点かお尋ねをします。

21ページの民生費で、目の生活保護扶助費が、848万7千円の補正があがりますが、これは対象者が増えたのかなと思うんですが、これの根拠をお尋ねするものであります。

続きましてですね、24ページの農林水産業費で、地域営農費、補正の400万円、これも説明ではですね、農業用機械の補助金というように聞かせてもらったように思うんですが、これと次のページの25ページですが、商工費におきまして、目の商工業振興費におきましての1,447万4千円、この説明を私が聞き漏らしたように思っており、お尋ねするんですが、具体的な説明をお聞かせいただきたいと思っております。

それとですね、公共施設における管理費の補正があがっているわけですが、これも必要経費はいたし方ないと思っておりますが、当初ですね、当初予定ができるものは、当初になるべく上げていただいて、

補正を、必要なものはどうしても上げていかにゃいけんわけですが、そういったことを私は思うわけでございます。

以上お尋ねします。

○松浦議長

ただいまの質疑にまず始めに、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。ただいまの21ページの生活保護扶助費の23、償還金利子及び割引料の848万7千円でございますが、これは、平成16年度の国庫負担金、生活保護のですね、国庫負担金の確定による返還金でございます。確定によりまして、返還金が848万7千円を返還させていただくというものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

続きまして、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

はい。それでは、24ページの地域営農費の、説明欄の営農支援費の、400万円の内容でございます。

担い手の育成支援ということで、ご意見がありましたように、機械、設備等の支援の単市の制度を設けております。これにかかります追加の補正増として、このたび、400万を計上させていただいたものでございます。

それから、次のページの商工業振興費の説明欄、商工業振興施設管理費、1,447万4千円の説明でございます。先ほども全体の中で申し上げましたが、吉田町4丁目でございます、旧バスセンターの敷地内に現在ございます、トイレの移転、新築経費でございます。御承知のように、数10年を経過しておりまして、近年非常に衛生面におきましても、周囲に対して、非常に悪影響を与えておるとでてきております。維持管理をしてきておるわけでございますが、施設そのものの対応が、維持をしていくのに難しくなったというようなこともございまして、反対側の民地を借用いたしまして、新築を計画をするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

3つ目は。

○杉原議員

公の施設の管理費が、当初にですね、上げれるんが本意であると思うんですね。それを次々出てくるのは、どういうことであろうかということであります。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

確かに、今回の補正内容の内容につきましても、各公の施設につきましても、補正をさせていただいております。各出先関係の施設、当初予算の中で本来であれば、計上をさせていただければいいわけなんです、いろんな角度で各高田市内のエリアのですね、公共施設そのものが全体的に老朽をしておる状況も見受けられます。そういう状況の

中で、やはり、ある程度、当初の中で見込めばと思いますけども、財源等の予算の編成状況もございます。今回につきましては、最小限度の緊急性を要するというのみをですね、一応、補正をさせていただいた状況にございます。また、教育費等の予算の内容につきましては、増額しないで、その目の中です、ある程度予算の執行をしていくということで、いろいろ補正額ゼロでございまして、その中で調整をさせていただくとという状況等もございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

先ほど、金行議員からもあったと思うんですけど、少し深く聞かせていただきたいと思っております。

9月の一般質問で、障害者自立支援法についてお尋ねしましたところ、今回の事業のような内容については出てこなかったわけですね。実際に、その時はまだ法がですね、制定されてなかったというのもありますけども、先ほどの説明でいきますとですね、介護保険に似てくるような感じだということをおっしゃったわけですけど、ちょっと、介護保険に似てくると、また障害者の方にとっては非常に辛いんじゃないのかなと感じます。ただ、先ほどの説明の中で、支援事業がどのようなものか、具体的に示されなかったの、そのことについてお聞きしたいと思っております。

○松浦議長

ただいまの明木一悦君の質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。まず障害者自立支援法でございますが、今まで、身体障害者、知的障害者、それから、精神、今度はそれぞれの法の中で、実施されておりましたけれども、それを統一、一元化、障害者の福祉サービスを一元化するというかたちの改革の中身になっております。

それから、それぞれ障害者にもですね、一部、1割負担をしていただいて、いろんなサービスをそれぞれ受けていただくというかたちが、今の介護保険制度と同じようなかたちで、その障害者の方が、サービスを受けられるのにですね、介護保険で言います認定審査会というのがございますけども、そういうかたちで障害者におきまして、そういう審査会を通して、この方にはこういうサービスが、っていうような審査をしていただくようなかたちになります。それで、先ほど補正予算の中で、来年4月1日から開始されるにあたりまして、そういうかたちでの準備をする事務費等を予算計上させていただくとするわけでございます。

ですから、障害者の方にとっては、一部負担ということが増えるわけですけども、やはり今までの障害者の方も施設のかたち、入っていっ

ても介護保険と同じように、食費とか住居費、光熱水費等について、自己負担をしていただくというかたちになっておりまして、それらと同じような、障害者についても、施設入所なり、そういうサービスを受けるのに、そうした自己負担というものも出てきておりますけども、障害者の方も負担をすることによって、しっかりとサービスを受けるというかたち、そして、負担が高額になりますと、やはり、低所得者の方には、それなりの措置が講じられるようになっております。ですから、介護保険制度と同じようなかたちで、今後障害者自立支援法に基づいて、実施されてるように改正されたものでございます。

○明 木 議 員

議長。

○松 浦 議 長

1 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

質問したのは、この事業がどういうことであるか、具体的な内容を聞きたいというのを、さっき言わせていただいたんですけど、自立支援法についての説明だったかなと感じました。言われたように、自立支援法、障害者自立支援法、心身、また、知的、身体等ありますけども、今回のものについては、主に身体の関係の支援事業が大きな割合を占めているんじゃないかなというように思います。今言われたのは、事務のということだったんですけど、これで見れば、扶助費が増えているわけですけど、実際にどういう事業をされているのか、そのところについてでよろしいんで、どういう事業で今回、支援法に対しての取り組みだということ、具体的に答弁いただければと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

暫時、休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時50分 休憩

午後 3時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

休憩前に続きまして再開いたします。

答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

施設入所者、施設訓練等の支援費としてですね、扶助費の方が増えております。そういうかたちで、これは当初45名でございますけども、今回5名の増員によりまして、支援費が増えておるということでございます。

○松 浦 議 長

他に質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第97号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第5号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

まだ9件ございますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第98号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長

日程第28、議案第98号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

議案第98号、議案名が、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第3号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,623万2千円を減額し、予算の総額を36億3,102万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金881万9千円、繰越金が180万2千円をそれぞれ追加し、国民健康保険税696万8千円、国庫支出金が1,514万3千円、県支出金が148万7千円、療養給付費等交付金1,325万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費180万2千円、保険給付費3,857万9千円、諸支出金60万円をそれぞれ追加し、老人保健拠出金5,113万8千円、介護納付金1,607万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思っております。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。それでは失礼いたします。まず、歳入の方の、要点をご説明申し上げますので、6ページをお開きくださいませ。

款1国民保険税、項1国民保険税、目の一般被保険者国民保険税の、節1の医療給付費分現年課税度分、2,591万円の減。2節の介護納付金分現年課税分として、減の73万1千円、それから、節2の退職被保険者等国民健康保険税、補正額が1,967万3千円の増でござ

ざいますが、1節の医療費給付費分現年課税分として1,863万4千円、2節の介護納付金分現年課税分といたしまして、103万9千円でございますが、これは、それぞれ調定に伴います減額、または増額等でございます。

次に、款3の国庫支出金、項1の国庫負担金、目2の療養給付費等負担金でございますが、1節の現年度分1,319万5千円の減額でございますが、これは、医療費給付費分として1,162万8千円の増、それから、老人拋出金分1,839万3千円の減、介護納付金分として643万円の減額でございますが、これは、医療費給付費分といたしましては、医療費の伸びの見込みをいたしまして、増額をお願いしております。そして、老人拋出金、介護納付金分につきましては、精算確定によりまして、それぞれ減額になっておるといふものでございます。

次に7ページの方でございますが、款3の国庫支出金、項2の国庫補助金、目1の財政調整交付金でございますが、1節の普通調整交付金194万8千円の減額でございます。医療費給付費分といたしまして290万7千円、老人拋出金分459万8千円の減、介護納付金として25万7千円の減でございますが、これもそれぞれ医療費分につきましては、医療費の伸びに伴うものでございます。そして、減額拋出、老人拋出分、介護納付金につきましては、先ほどと同じように、精算確定によるものでございます。

それから、下の款4の県支出金、項2県補助金、目の財政調整交付金でございますけども、これも148万7千円の減額でございますが、これも、やはり財政調整交付金と同じように、精算確定によりまして減額をするものでございます。

それから、下の款5療養給付費等交付金、項1の療養給付費等交付金で、目1の療養給付費等交付金1,325万5千円の減額でございますが、これは、退職者医療交付金分の減額でございます。

次のページをお願いします。8ページで、款9の繰入金、項1他会計繰入金の一般会計繰入金といたしまして、881万9千円の増額でございますが、これは、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分として622万3千円、同じく保険者支援分といたしまして、259万6千円でございます。

次に款10の繰越金、項1の繰越金、目2その他繰越金として、180万2千円の増額でございます。

次に歳出でございます。9ページの方をお願いします。まず、款1の総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費で、180万2千円の増額でございますが、職員人件費部分の増額でございます。

次に款2保険給付費、項1療養諸費、それから、目1の一般被保険者療養給付費、3目の一般被保険者療養費後の審査支払手数料、次のページにいていただきまして、款2の保険給付費で、同じく項2の

高額療養費で、一般被保険者の高額療養費退職被保険者等の高額療養費でございますが、これは、いずれも10月支払いから後の、6ヵ月分の見込みを試算いたしまして、補正の増をお願いしているものでございます。それから、款2の保険給付費、項4出産育児諸費、目1の出産育児一時金といたしまして、300万円の負担金補助及び交付金、300万円の減額でございます。これも、ちなみに3月までの出産予定の見込みを立てて、減額をさせていただいております。次の葬祭費でございますけれども、同じく350万円ほどの増額でございます。この方は増額させていただいております。

次のページの、款3の老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目1の老人保健医療費拠出金、それから老人保健医療費拠出金につきまして、負担金の4,856万1千円の減額でございます。これも社会保険診療報酬支払基金に対して、確定に伴います減額でございます。次の、目2の老人保健事務費拠出金の257万7千円の減額も同じく確定によるものでございます。

款4の介護納付金も同じように、減額の1,607万5千円、これもただいま言いましたように確定によるものでございます。

12ページで、款9諸支出金、項1の償還金及び還付加算金、目1の一般被保険者保険税の還付金として、補正額60万円をお願いいたしております。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第98号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第3号の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案とおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第99号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長 日程第29、議案第99号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第2号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい。議案第99号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第2号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,813万8千円を減額し、予算の総額を31億6,883万円とするものでございます。

歳入につきましては、保険料347万1千円、国庫支出金2,152万8千円、支払基金交付金1,860万5千円、県支出金726万9千円、繰入金726万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費153万1千円、諸支出金50万円をそれぞれ追加し、保険給付費5,813万8千円、予備費203万1千円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長 はい。それでは、議案第99号について説明いたします。まず、6ページをお開きください。

歳入でございますが、款1の保険料、項1介護保険料、目1の第1号被保険者保険料でございますが、節2の現年度分普通徴収保険料347万1千円の減額でございます。これは、平成17年度保険料の本算定、本賦課をいたしまして、それに伴い歳入減になるものでございます。

それから、次の款3の国庫支出金、項1国庫負担金、目1の介護給付費負担金、現年度分で1,162万8千円、以下同じく国庫支出金の目1の調整交付金の990万円の減。

それから、次のページの款4の支払基金交付金の目1の介護給付費交付金1,860万5千円の減。下にいきまして、款5の県支出金、県負担金の目1の介護給付費負担金の726万9千円でございますけれども、これはそれぞれ今回、介護保険制度が改正になりまして、10月の介護保険法改正に伴いまして、食費及び居住費が原則自己負担となり、それに伴いますそれぞれの減額になるものでございます。

7ページの下のところの款8の繰入金、項2の一般会計繰入金、目

1の介護給付費繰入金でございますが、726万5千円の補正、減額補正でございますが、これもやはり、10月の制度改正に伴いまして、繰入金の減になるものでございます。

次に歳出でございます。8ページの方をお願いします。款1の総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、112万円の増額をお願いしております。この主なものとしたしましては、11節の需用費で、介護保険法の制度改正に伴いまして、パンフレット等の印刷等を予定いたしております。次に、項3の介護認定審査会費、目2の認定調査費等でございますが、11節の需用費41万1千円につきましては消耗品等の増額でございます。

それから、次に款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、これは、要介護1から要介護5と認定された方に対する、介護給付に要する経費でございます。目1の居宅介護サービス給付費でございますが、1,800万円の減額、これもやはり10月の介護保険法に伴いまして、通所介護及び通所リハビリテーションにおける食費部分が自己負担と改正されたもの、そして、ショートステイ等においても滞在に要する費用が介護報酬から控除され、それに伴う費用の減額でございます。目3の施設介護サービス給付費等でございますが、1億1,500万円の減額補正でございます。これは、介護保険施設における食費部分が自己負担と改正されたもの、また、施設の居住費に要する費用が介護報酬から控除されまして、それに伴う費用の減額でございます。

次に9ページでございますが、款2の保険給付費、項4の高額介護サービス費、目1の高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費でございますが、併せて補正額が855万円の増額をお願いしております。これは、介護保険法の10月の改正に伴いまして、低所得者対策といたしまして、利用者負担の第2段階の方、第2段階の方と言いますと、市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得額の金額が合計80万円以下の方の負担上限がですね、今まで2万4,600円から1万5千円に引き下げられたものに伴って、補正増をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、それから、項5特定入所者介護サービス等費、目1の特定入所者介護サービス費でございますが、これの6,600万円の補正増でございます。これは、この10月にですね、介護保険制度改正で新たに設けられたものでございまして、これは、居住費や食費が原則自己負担となりましたけれども、世帯全員が、市町村民税非課税の方や生活保護を受けられておられる方など、低所得者の方に対して施設利用、またショートステイ利用されたとき、居住費や食費の負担が高額にならないよう軽減するものでございます。

次に10ページの方、お聞き下さい。同じく目3の特定入所者支援サービス費の31万円を補正するものでございます。これは、要支援

の方に対するものでございます。

次に、款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金といたしまして、50万円の増額補正をお願いしております。これは、被保険者がですね、死亡とか、転出等によりまして、保険料の還付金を補正するものでございます。

次に予備費といたしまして、203万1千円の減額をお願いいたしております。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって、要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○今村議員

議長。

○松浦議長

16番 今村義照君。

○今村議員

1点だけお伺いいたします。保険給付費のうち特定入所者介護サービス費でございますが、およそ、何世帯と言いますか、どのくらいの人数を想定されているのかお願いをいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

数字ちよつともっていませんので。

○松浦議長

暫時休憩。

それでは、ここでちよつど時間的なものもありますので、25分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時13分 休憩

午後 4時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に続き会議を開きます。

先ほどの今村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。失礼いたします。大変失礼いたしました。

今村議員さんの特定入所者に対する低所得者対策についての予算措置に、どれくらいの人を見込んでるかということでございますが、介護の方にいたしまして、旧措置入所者に対しましては、食費部分について64名、それから、居住費について35名、それから、旧措置以外で、一般施設入所者については308名、それから一般のショートステイでございますけども、こちらの方が約110名を見込んでお

ります。というかたちでの予算措置をさせていただいております。
失礼いたしました。

○松浦議長 他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第99号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第2号の件を、起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第100号 平成17年度安芸高田市公共下水  
水道事業特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長 日程第30、議案第100号、平成17年度安芸高田市公共下水道  
事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

議案第100号、議案名、平成17年度安芸高田市公共下水道事業  
特別会計補正予算第3号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、50  
3万5千円を減額し、予算の総額を4億4,919万5千円とするもの  
でございます。

歳入につきましては、諸収入169万8千円を追加し、繰入金67  
3万3千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、施設費50万円を追加し、総務費553万5  
千円を減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条第  
1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、4,  
000万円を繰越明許費とするものでございます。

よろしくご審議を賜りたいと思っております。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

議長。

それでは、議案第100号の内容説明をさせていただきます。まず歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

5款、繰入金、1項他会計繰入金の一般会計からの繰入金でございますが、減額で673万3千円でございます。7款諸収入の1項雑入でございますが、消費税の還付金の額の確定に伴いまして、169万8千円を計上させていただいております。

続きまして、歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費でございますが、給料、職員手当、共済費等、人事異動に伴う給与費の調整をさせていただいております。それが、503万5千円、それから、公課費でございますが、消費税の額の確定に伴いまして、減額の50万を計上させていただいております。合わせまして、減額553万5千円でございます。

次に2款施設費、1項施設管理費の需用費でございますが、公共下水道施設の減水ポンプ2台のオーバーホールと修理費として、50万計上させていただいております。

元へ戻っていただきまして、4ページでございますが、2表の繰越明許費の補正でございます。施設費の施設建設費、吉田処理区公共下水道整備事業で、4,000万円を計上させていただいておりますが、この主な内容は、吉田厚生連の吉田病院への接続を予定をしておりますが、病院等々の安全対策、あるいは、公共枡の設置等の協議で、時間が要していると、また、工業団地の入口の大浜中継ポンプ付近につきましては、水道補償工事がありますが、そこらの、調整について、時間を要してるということで、年度内の施行ができないということで、繰越明許費を補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって、要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算第3号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第101号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長

日程第31、議案第101号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

議案第101号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第3号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,014万2千円を追加し、予算の総額を10億2,322万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金494万1千円、諸収入520万1千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、施設費1,038万円を追加し、総務費23万8千円を減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条の第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、6,000万円を繰越明許費とするものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思っております。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

議案第101号の要点説明をさせていただきます。歳入からご説明しますので、8ページをお願いします。

6款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、494万1千円を計上させていただいております。8款諸収入、1項雑入でございますが、消費税還付金として、470万3千円、また、その他の雑入、これは甲田町の施設の落雷による保険料でございますが、49万8千円、合わせまして、520万1千円を計上させていただいております。

次に、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費の一般管

理費では、職員の給料、職員手当等で71万円、また公課費では、消費税の額の確定に伴いまして、減額の94万8千円、合わせまして、23万8千円の減額を計上させていただいております。

2款施設費、1項施設管理費でございますが、需用費234万3千円につきましては、甲田向原のマンホールポンプの制御板、あるいは逆支弁等の修繕費、それから、平成18年4月1日から下水道料金の統一に向けての事業所関係へ下水用のメーター、水量が上水等以外にも水量がある場合は、企業につきましては、水道メーターを市で設置するという場合がございますので、これを10ヶ所を見込んでおります。これが、52万1千円でございます。また、役務費でございますが、甲田向原処理区の脱水汚泥運搬処理業務の精算見込みに伴いまして802万円、13の委託料1万7千円は、甲田の保守点検の業務委託料の補正でございます。合わせまして、補正額は、1,038万円でございます。

元に戻っていただきまして、4ページ、繰越明許の補正でございますが、甲田処理区特定環境保全公共下水道整備事業で、額を6千万とさせていただいております。内容といたしましては、甲田町の湧永製薬が下水道に加入ということで、これにもってきます管の位置の調整等、また、湧永製薬には、場内かなり浄化槽等ありまして、そこらの観点から、排水柵の設置等に時間を要するというので、6千万ほど計上させていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって、要点説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第3号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第102号 平成17年度安芸高田市農業集  
落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長 日程第32、議案第102号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

議案第102号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ710万8千円を追加し、予算の総額を10億7,388万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金が288万円、諸収入が670万2千円をそれぞれ追加し、繰入金187万4千円、市債60万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、施設費791万5千円を追加し、総務費80万7千円を減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、2事業、2億582万9千円を繰越明許費とするものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、2億9,440万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 議案第102号の要点説明をさせていただきます。歳入の方から説明いたします。8ページをお願いいたします。

8ページ、3款県支出金、1項県補助金、1目農業集落排水事業県補助金でございますが、288万円を計上させていただいております。5款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計繰入金は減額の187万4千円でございます。7款諸収入、1項雑入でございますが、消費税の還付金の額の確定に伴いまして、670万2千円計上させていただいております。8款市債、1項市債でございますが、下水道債として、60万の減額をさせていただいております。

10ページをお願いします。歳出でございますが、総務費の総務管

理費の一般管理費では、職員の給与費の他、消費税の額の確定に伴い、公課費90万円を減額しております。

次に、2款施設費、1項施設管理費ですが、管理運営費として、下水道統一に向けて、企業トイレの下水道用水道メーターの設置費、30戸分156万1千円及び吉田、美土里、高宮、向原の各処理区の修繕や消耗品など、211万7千円と合わせて、367万8千円の計上をさせていただいております。次に、2款施設費、2項施設建設費では、当初、市全体を対象として、移動脱水車の導入を予定しておりました。これは、清流園の汚泥の投入量の、軽減を図ることを目的としておりましたが、補助事業での対応をして考えておりましたが、市内のし尿産業車が、自費により独自購入を行うとの申し出があり、県を通じ国との協議を行なっていたところでございますが、一応の、理解を得たところでございます。ただ、国におきましては、この補助金については、返還する方向でなく、市内の他の農業集落排水事業に振り替えるよう指導がございました。また、この他、向原処理区におきましても、事業の精算に伴い、事業費の減額が生じてございますので、これらを合わせまして、現在、事業継続中の吉田入江地区の農業集落排水事業に、当該予算を振り替えるとともに、それぞれの予算の組み替えをさせていただいております。これに伴いまして、吉田処理区では、追加の事業としまして、測量設計業務委託や工事請負費など合わせて、1億451万2千円を追加し、向原処理区では、浄化センターの精算見込みに伴いまして、1,324万9千円を減額しております。また、移動脱水車を導入するということで、安芸高田市処理区という位置付けをしておりましたが、ここで予定をしておりました、移動脱水車、備品購入費など、8,702万6千円を減額させていただいております。この他、補償補填では、入江地区の農業集落排水管路布設工事に伴いまして、水道管移設補償費として、1,200万円を追加計上させていただいております。また、27の公課費でございますが、これは、移動脱水車の自動車重量税でございます。

4ページをお願いいたします。4ページは、繰越明許費の補正でございますが、入江地区農業集落排水整備事業で、2億1,207万9千円。また、向井原地区農業集落排水整備事業で、455万円合わせまして、2億582万9千円でございますが、入江地区につきましては、ただいま申し上げました安芸高田処理区の事業変更に伴うものと、入江地区の管路埋設予定地の中に水道管、あるいは農業用水管が埋設しており、当初見込みより、かなり複雑であるということで、測量設計等に時間を要するため、繰り越しをお願いをしたいというものでございます。また、向井原地区につきましては、一応施設については、完成しますが、施設に適した活性汚泥になるまでの、運転調整を行なう必要があります、四季の温度、湿度の変化にも、適切に処理することが必要でございます。このため、機能調整工事を17年12月から1年

間実施していくということで、その機能部位につきまして、繰り越しをさしていただくものでございます。

次に、第3表、5ページでございますが、地方債の補正といたしまして、農業集落排水事業の補正前の2億9,500万円から、60万円減額して、2億9,440万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第103号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長 日程第33、議案第103号、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

議案第103号、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第3号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ158万7千円を追加し、予算の総額を3億3,696万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金96万6千円、諸収入62万1千円それぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費26万3千円、施設費132万4千円をそれぞれ追加するものでございます。よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

はい。それでは、議案第103号の内容説明をさせていただきます。6ページをお願いします。

歳入でございますが、5款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、96万6千円を計上させていただいております。7款諸収入、1項雑入でございますが、消費税の還付の額の確定に伴いまして、62万1千円を計上させていただいております。

次に、7ページ歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費の一般管理費でございますが、職員の給料、職員手当、共済費などで、26万3千円を計上させていただいております。

2款施設費、1項施設管理費でございますが、浄化槽施設管理としまして、需用費で184万9千円計上しておりますが、管理運営費の方では、これも下水道の使用料の統一に伴います、企業トイレのメーター設置ということで156万1千円、また、施設管理費の28万8千円でございますが、ブローアの修繕ということで、25器程度の予算をここへ計上させていただいております。2款施設費、2項施設建設費でございますが、賃金72万円と委託料減額88万5千円でございますが、実は、人的業務委託として、委託料に計上しておりましたが、1月から3ヵ月間という短い期間であるということで、実は、賃金の方へ組み替えをさせていただいております。吉田処理区、あるいは、甲田処理区でございます。以上で、合わせまして、52万5千円でございます。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第3号の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第104号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）

○松 浦 議 長

日程第34、議案第104号、平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

はい、議長。

議案第104号、平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算第1号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、206万9千円を減額し、予算の総額を6,392万1千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金が8万4千円、繰入金57万3千円、繰越金577万4千円をそれぞれ追加し、市債850万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金が、577万5千円を追加し、施設費784万4千円を減額するものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、3,100万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議をお願いします。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

それでは、議案第104号の内容説明をさせていただきます。

8ページの歳入でございますが、1款国庫支出金、1項国庫補助金のコミュニティ・プラント整備事業国庫補助金でございますが、8万4千円を追加計上させていただきます。2款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、57万3千円を計上させていただきます。3款繰越金でございますが、これは、繰越金

の額の確定に伴いまして、577万4千円を計上させていただいております。次に5款市債でございますが、コミュニティ・プラント整備事業で、850万の減額をさせていただいております。

次に歳出でございますが、10ページをお願いいたします。2款施設費の、1項施設建設費で、工事請負費減額790万でございますが、これは、事業の精算見込みに伴うものでございます。それから、2款施設費、2項施設管理費の5万6千円でございますが、これは、需用費の4万6千円、施設の完成に伴います電気代、水道代、また、12の役務費は、電話料でございます。4款諸支出金、1項諸支出金でございますが、一般会計への繰出金としまして、577万5千円を計上させていただいております。

4ページへお戻りください。2表の地方債補正でございますが、コミュニティ・プラント整備事業で、補正前の3,950万から850万減額の3,100万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号、平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算第1号の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

審議の途中でございますが、お諮りいたします。

本日の会議時間は、都合により延長したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長　　ご異議なしと認め、本日の会議は時間を延長いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第105号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長　　日程第35、議案第105号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長　　はい、議長。

議案第105号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第3号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,522万9千円を追加し、予算の総額を11億1,040万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金1,926万1千円を追加し、諸収入403万2千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費1,073万円、施設費449万9千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長　　失礼いたします。議案第105号の提案理由の内容説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。6款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金としまして、1,926万1千円計上させていただいております。8款諸収入、2項雑入は減額で403万2千円でございますが、消費税の額の確定による還付金の減額として678万7千円、その他の雑入としましては、これは、旧町時代に向原町の東京濾器工場から、トリプロエチレンがでたということで、それに伴いまして水質汚濁がございました。この除去のために、東京濾器が、市の指示により工事一切を行ないました。その際、市と東京炉器との覚書きに基づきまして、施設の維持管理費に係る経費については、3年分を一括して濾器が負担するという覚書きを交わしております。今回その費用、総額で275万5千円を歳入させていただくものでございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費の一般管理費でございますが、職員の給与関係の他、役務費で、八千代給水区にかかる保険手数料3万1千円の減額、委託料では、八千代、向原給水区の検針委託料として、240万追加、

積立金としましては、先ほど歳入でご説明させていただきましたが、東京濾器からの維持管理費のうち、平成18年度から20年度にかかる費用について、これは、電気代等でございますが、143万2千円を計上させていただいております。2款施設費、1項施設管理費でございますが、吉田給水区では、施設の電気代として、60万4千円を、八千代給水区では、濾過池の砂のすき取りや、漏水修繕などを追加させていただいております。また、機械の保守点検業務で委託料の減額を行ないまして、額としましては、62万5千円を追加させていただいております。また、高宮給水区では、電話料及び電柱等共架料の他、宮原水道保守管理負担金として18万円など、合わせて34万円を追加させていただいております。向原給水区におきましては、既存の水道メーターの使用期限が満期であるということから、そのメーターにつきまして、交換するというので、修繕料として、293万円を追加計上させていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって、要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○塚本議員

議長。

○松浦議長

7番 塚本近君。

○塚本議員

歳出の一般管理費の、職員給与、人件費、655万4千円等々書いてありますけども、8ページの給与費明細書では、1名の減という状況になっております。また、期末勤勉手当を見ますと、同額になっておりますので、ここらの状況がどのようになっておるのか、説明を求めます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を許します。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

失礼いたします。ただいまのご質問でございますが、8ページの、実は、職員数の所でございますが、11月の臨時の時に当初11名を13名に変更を、職員数が変えさせていただいております。それから、今回12名ということでございますが、11月の時には、給与等については、調整をしておりませんでしたので、実質、その後の人数で、2名増の調整をさせていただいたところでございます。しかしながら、給与等、今回、給与関係の方で調整、担当のところでしていただくなかで、1名につきましては、組合出向ということで、予算計上してないということ、最終的な調整ということで行い、当初に比べまして、

実質、1名増ということで、655万4千円が増えております。あと、それぞれの扶養手当、あるいは、期末勤勉手当はそれに伴いまして、給与関係で調整をしていただいた数字でございます。

以上でございます。

○松浦議長

よろしいですか。

次に16番 今村義照君。

○今村議員

1点お伺いいたします。雑入のうちですね、消費税還付金がマイナスということになっておりますが、その要因は何でございましょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

はい。消費税につきましては、それぞれ税務署の方へ申告をしておるわけですが、ここであがっておりますのが、最終的には消費税の額が、1,090万あまりでございますが、そのトータルの歳入での調整ということで、減額をさせていただいたもので、当初見込みが多かったのが原因でございます。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第3号の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第106号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長

日程第36、議案第106号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第106号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算第1号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39万7千円を追加し、予算の総額を2,602万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金が1万円、繰越金が38万7千円をそ

れぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費1万円、諸支出金38万7千円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

失礼いたします。議案第106号の提案理由の内容説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、3款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金としまして1万円を計上させていただいております。4款繰越金、1項繰越金でございますが、16年度の決算に伴いまして、38万7千円繰越金として計上させていただいております。

次に、7ページ、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費の一般管理費では、委託料としまして、検針委託手数料に不足が生じたので、1万円ほど計上させていただいております。また、4款諸支出金、1項諸支出金の一般会計繰出金でございますが、決算剰余金として38万7千円を繰り出すということで計上いたしております。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を求めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算第1号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

○松 浦 議 長

よって、本件は原案のとおり可決をされました。  
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
次回は、明日14日午前10時から再開いたします。  
大変ご苦勞でございました。

~~~~~○~~~~~

午後5時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員